

コミュニティバンク せんぽくの現況

2014ディスクロージャー

2014 SENPOKU DISCLOSURE
2014 SENPOKU DISCLOSURE
コミュニティバンクせんぽくの現況 2014ディスクロージャー



■ 本店



■ 栗駒支店



■ 築館支店



■ 米山支店



■ 迫支店



■ 中田支店



コミュニティバンクせんぽくの現況 2014 ディスクロージャー

発行者 仙北信用組合
理事長 山野邊 照明
宮城県栗原市若柳字川北中町1 1 番地
TEL 0228-32-3014 FAX 0228-32-5075
<http://www.senpoku.shinkumi.jp>
e-mail:senpoku@pluto.plala.or.jp
問合先 本部業務課
発行日 平成26年7月30日



Community Bank
せんぽく

仙北信用組合



栗駒山のミスバシヨウ



みやぎの明治村



伊豆沼のはす



紅葉のいわかがみ平



長沼フートピア公園

CONTENTS

□ごあいさつ	1
□事業方針	2
□事業概況	4
□決算概況	5
□地域密着型金融および中小企業・小規模事業者に対する経営支援への取組みについて	6
□地域の皆さまとのふれあい	8
□コンプライアンス体制（法令遵守）	9
□個人情報保護宣言	9
□反社会的勢力に対する基本方針	10
□金融商品に係る勧誘方針	10
□利益相反管理方針	11
□苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
□リスク管理体制について	12
□業務のご案内	14
□各種手数料のご案内	18
□仙北信用組合の概要	20
□営業店舗およびATMの所在地	22
資料編	
□法定監査の状況	23
□財務諸表	24
□営業の状況	30
□リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況	35
□自己資本の充実の状況等	36
□報酬体系	42
沿 革	43
索 引	44

ごあいさつ



理事長 **山野邊 照明**

平素より仙北信用組合をご利用・ご引立ていただき誠にありがとうございます。

当組合は、地域の皆さま(個人並びに事業者のお客さま)が活き活きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化を実現するための『サポート集団』であり続けることを目指し、日頃より役職員が一丸となって業務に取り組んでおります。

今般、平成25年度の当組合の業績や事業内容等を皆さまにご案内するため、「コミュニティバンクせんぼくの現況2014」を作成しました。冊子を通じて当組合のご理解を深めていただければ幸いと存じます。

さて、当組合は、平成23年4月～平成26年3月までを第1次中期経営計画「改革へ発進～そして未来へ！」として、収益力の強化等に取り組んでまいりました。平成26年度以降につきましては、経済環境を冷静に受け止めながら、市場の将来動向についてもしっかりと見定めていく考えの下、第2次中期経営計画(平成26年4月～平成29年3月)を策定しております。本計画は、「決意を新たに～成長ステージへ向けて」と題して、当組合が目指すべき姿の実現(地域経済への貢献を通じて、存在価値を一層高め、お客様から信認される信用組合)に向け、大きく踏み出していく計画であります。どうか皆さまにおかれましても引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成26年7月



事業方針

経営理念

私たちは、地域の個人と事業者が生き生きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化を実現するための『サポート集団』であり続けることを目指します。

経営基本方針

I. 地域経済への貢献

1. 円滑な資金供与の推進

- ① 地域社会との連携
- ② 経営改善計画策定支援等の積極推進
- ③ 金融仲介機能の発揮

2. 人材育成の強化

- ① 役職員自らの自己啓発

II. 収益力強化による健全な財務基盤の確立

1. 資金収益力の向上

- 2. 生産性の向上
- 3. 不良債権の回収促進

第60期経営戦略 平成26年度

はじめに

平成26年度は、当組合の持続的・安定的な成長と次なるステージ(翌期以降)へと駆け上がるため、これまで以上に地域金融機関として公共的・社会的役割の重要性を認識し、お客様に対する円滑な資金供給と良質な金融サービスの提供を充実させ、地域貢献という社会的責任を果たしてまいります。

その具体策として、『経営理念』、『経営基本方針』に基づきながら、1.営業推進面での取組み、2.経営管理面での取組み、3.中小企業等に対する経営支援への取組み、4.人材育成への取組み等について以下の通り課題を掲げ、着実に実践してまいります。

1. 営業推進

- ① 円滑な資金供給とニーズに応じた提案・相談業務等への取組み

・地域密着型金融を指向する組合として、地域、組合員のニーズを広く、深く聞き取りながら商品及びサービスの展開をしてまいります。中でも事業主の皆さまには資金の提案を通して経営支援等の相談業務も強化してまいります。

② 不良債権の正常化並びに回収への取組み

・事業再生支援機能等のノウハウ等も活かし、中小企業等の事業再生支援に取組み、不稼働債権から正常債権へと導いてまいります。また、担保不動産の任意売却や法的手続き等を駆使した回収整理にも取組み、不良債権の削減にも努めてまいります。

③ 金融環境に対応した適切な余資運用への取組み

・日々変化する市場金利情勢を的確に捉え、環境の変化に合わせ、利息収入と売却益等の両面からの適正な収益確保に向けた運用を行ってまいります。

2. 経営管理

① 経営方針・各種施策の周知徹底

・当組合が目指すべき経営方針や施策等を常に明確にすると共に、これらの経営方針に沿った経営計画を定め、組織全体へ周知徹底してまいります。また、こうした執行状況については、定期的な検証を行い十分に牽制してまいります。

② 内部監査態勢の充実

・内部監査としての、自己監査(店内監査・課内監査)・監査課監査の有効性を高め、監事による監事監査で客観性を保持いたします。実効性ある検証により経営改善の着実な実施に繋げてまいります。

③ 自己資本の充実

・お客様の信頼を確保するためには、自己資本の充実が第一と考えております。その為には、経営方針に沿った重点施策等を確実に執行し、利益を積み上げてまいります。また、普通出資金増強への取組みについても実施し、自己資本の充実へと繋げてまいります。

3. 中小企業等に対する経営支援への取組み

お客様の資金ニーズに対する適時・適切な資金の供給を始めとする金融仲介機能の発揮、事業成長のための各種経営相談、認定支援金融機関としての役割に基づく経営支援サポートに積極的に対応してまいります。

地域密着型金融機関として総合的な経営支援メニューに取組み地域の中小企業等事業者のサポートを展開してまいります。

① 事業性融資への積極的な取組み

・お客様への円滑な信用供与を実現するため、融資業務を担う「融資渉外係」を配置し、「提案型セールス」を実践することにより、中小企業等の経営改善や育成・成長につながる新規融資への積極的な取組みを行ってまいります。

② 経営改善支援への積極的な取組み

・外部専門家等と連携したコンサルティング機能による中小企業等の経営改善支援への取組み。
・「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関(認定支援機関)としての活動として、事業計画策定および経営改善計画等の策定支援を行い、また、ものづくり補助金や小規模事業活性化補助金などの各種補助金制度の助言も行なってまいります。

③ 地域密着型金融への取組み

・お客様とのコミュニケーションを通して、信頼関係を深め、金融仲介機能の強化を図ることで、共存共栄を図ってまいります。
・地域経済環境が依然として厳しい状況にある中、地域へ

の円滑な資金供給をはじめとする金融円滑化への取組みとして、お借入条件の変更等にかかるご相談に迅速かつ適切に取組んでまいります。

④ 東日本大震災からの復興に向けた金融支援への取組み

・東日本大震災によって甚大な被害を受けたお客様等に対する復旧・復興に向けた取組みを積極的に行ってまいりました。しかしながら、特に沿岸地域に対する復興は、まだまだ途上にあり、今後も引き続き地域の復興と成長に貢献するために、幅広く復興関連の資金需要にお応えしてまいります。

4. 人材育成への取組み

昨年度は、提案型営業を実践していくための人材教育を中心として、組合内外を問わず、41講座に対し、派遣した職員数は、280名(延べ人数)であり、職員のスキルアップに努めてまいりました。こうした中、当組合を巡る金融環境は大きく変化し続けており、この厳しい環境変化を乗り越え、突破するための新しいビジネスモデルを考えていく上で重要なことは、「金融機関として地域経済等への貢献を果たしつつも自らも成長する」という「地域との共存・共栄」の精神と考えております。そしてまた、金融サービス業として「お客様から信頼される信用組合」となるためには、顧客ニーズに迅速に対応し、当組合の強みである地域密着度を活かしたコンサルティング機能を発揮していく必要があります。そこには徹底した顧客目線での人材教育が急務と考え、本年における人材戦略としては、「より専門性の高い人材の育成」や「新人教育と若手職員の強化」、「中堅職員と女子職員の強化」等が必要と考えております。各階層の研修・通信教育の充実を図り、質の高い営業手法やマネジメント手法も共有化するナレッジマネジメントを充実させることにより、役職員一人ひとりのスキルアップを実現してまいります。

① 人材戦略の育成計画

- (1) 専門的知識を持つ人材の育成と定着
- (2) 新人教育と若手職員の強化
- (3) 中堅職員と女子職員の強化
- (4) 質の高い営業手法とマネジメント手法

② 各種研修・通信教育の主な計画

- (1) 宮城県信用組合協会主催による研修会への派遣
- (2) 通信教育講座(金融実務・財務・法務)の受講
- (3) 金融職務能力検定試験(初級・中級・上級)の実施
- (4) 銀行業務検定試験(財務・法務・税務)の実施
- (5) コンプライアンスオフィサー試験の実施

尚、上記については、主な研修・通信教育計画であり、今期においても組合内外を問わず各種講座等(40講座程度)へ積極的に職員派遣し育成してまいります。

事業概況

平成25年度の業績について

●事業概要

当組合は、平成23年～25年の3年間を集中改善期間(中期経営計画)として、「収益力の強化による健全な財務基盤の確立」を目指してまいりました。具体的には、本業収益力や有価証券運用力の強化、そしてまた、不良債権の整理・回収等の取組みが中心でありました。こうした取組みの結果、この3年間における当期純利益の合計額は、589百万円を計上することができ、懸案でありました繰越損失457百万円についても一掃し当組合が目指してきた財務基盤の基礎固めも着実に進んできた証であると評価しております。

●金融経済環境

地域経済については、アベノミクスによる施策効果等が感じられない状況が続いている中で、市場情勢については金利の振れ幅が拡大傾向に入るなど、市場の変動は高まる状況に入ってきました。また、本年4月からの消費税増税については、景気の下振れに繋がっていく可能性も含み、地域を取り巻く環境は、益々先行きが不透明な状況になると考えており、平成26年度については、今後の経済見通し等を冷静に受け止めながら、市場の将来動向についてもしっかりと見定めていく年と考えております。

●業績

イ. 預金積金

預金残高(未残)は、前期比736百万円増加の32,814百万円となりました。人格別では個人預金が前期比60百万円増加の25,082百万円、法人預金が前期比675百万円増加(うち公金預金612百万円増加の3,908百万円)の7,731百万円となっております。

主な要因は、公金預金の増加と夏と冬に実施した懸賞品付き定期預金サプライズキャンペーンの実績(1,972百万円の販売実績)が上げられます。

ロ. 貸出金

貸出金残高(未残)は、前期比405百万円減少の18,901百万円となりました。人格別では、個人貸出が66百万円増加の8,007百万円、法人貸出が前期比472百万円減少の10,893百万円となっております。

主な要因は、提案型営業等により新規実行を5,729百万円(前期比1,079百万円増加)しましたが、不良債権処理として758百万円の回収や公金貸出420百万円の減少(残高2,219百万円)などによるものであります。

ハ. 損益

業務収益は、本業収益力の強化や有価証券運用力、さらには不良債権等の整理回収等に注力してきたことにより、前期比18百万円増加の964百万円を計上し、業務費用は有価証券の売却損を一部計上したことにより、前期比34百万円増加の772百万円となりました。

しかし、業務純益では、貸倒引当金戻入益40百万円の効果などにより、計画を48百万円超過する191百万円を確保することができました。この結果、当期純利益でも計画を31百万円超過する159百万円となり、三期連続の黒字決算となりました。

●事業の展望

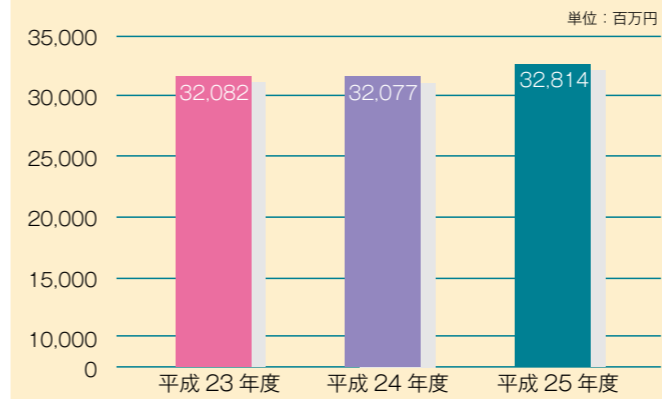
当組合が掲げる「地域になくしてはならない信用組合」の実現や「強い信用組合」を目指す方針は不変であり、地域の豊かな生活と活性化のための「サポート集団」であり続けることに全力で取り組んでまいります。

平成26年度は、当組合の持続的・安定的な成長と次なるステージ(翌期以降)へと駆け上がるため、これまで以上に地域金融機関として公共的・社会的役割の重要性を認識し、お客様に対する円滑な資金供給と良質な金融サービスの提供を充実させ、地域貢献という社会的責任を果たしてまいります。尚、これらを実践するために、『経営理念』『経営基本方針』に基づいた、営業推進や経営管理、中小企業等に対する経営支援、人材育成等について積極的に取り組んでいく考えであります。

決算概況

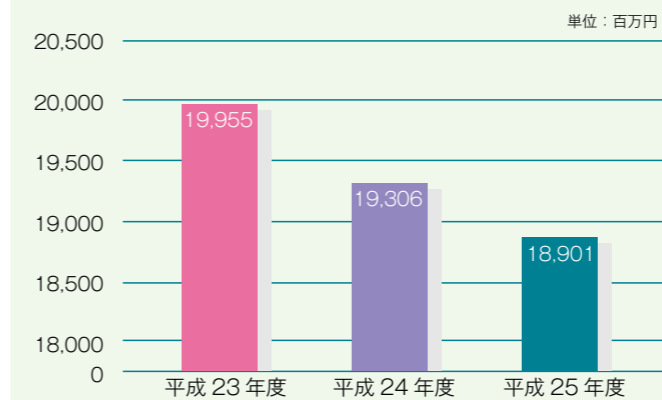
預金残高 2.60% 7億3千6百万円の増

預金残高は公金預金の増加と夏、冬に開催した懸賞品付定期預金「サプライズキャンペーン!13」等により個人預金が堅調に推移しました。平成25年度は前期より7億3千6百万円増加し、328億1千4百万円となり着実に増加しております。



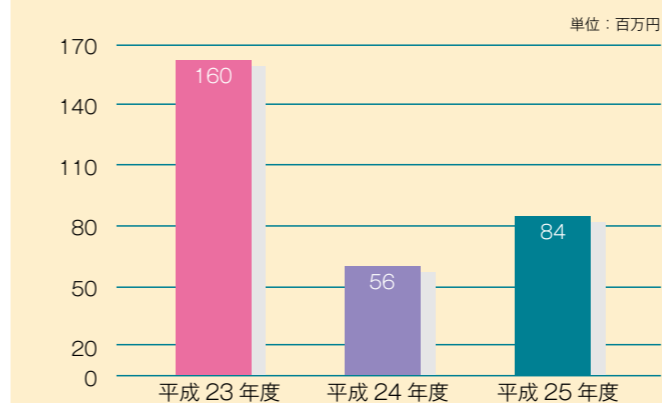
貸出金残高 2.09% 4億5百万円の減

貸出金残高は提案型営業等により新規実行額は増加したものの、不良債権の回収を促進したことや公金貸出の減少により、平成25年度は前期より4億5百万円減少し、189億1百万円となりました。



コア業務純益 2千7百万円の増収

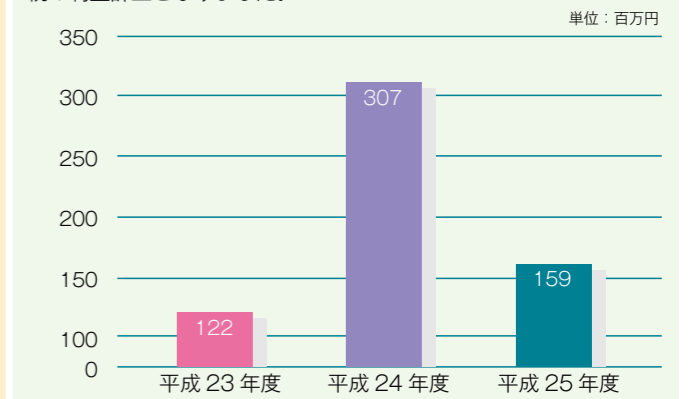
コア業務純益とは、本業での収益力を表す指標です。平成25年度は有価証券等による資金運用収益の増加により前期より2千7百万円増加し8千4百万円となりました。



当期純利益 3期連続利益計上

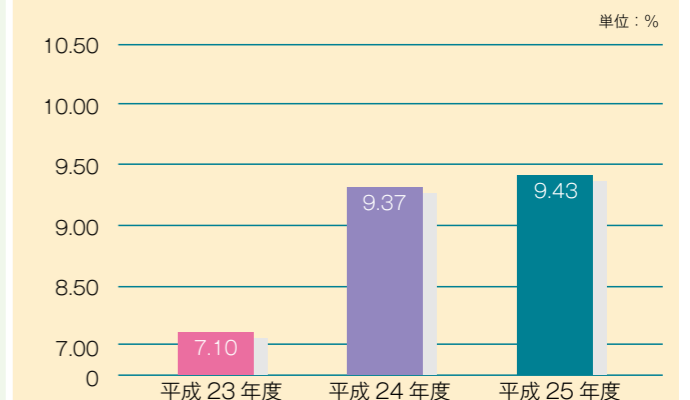
当期純利益は、経常利益に特別損益や法人税および法人税等調整額を加減した最終の利益です。

貸倒引当金戻入益による臨時収益が1億3千2百万円と多額であった平成24年度に比べ1億4千8百万円減少しましたが、1億5千9百万円を計上することができました。これにより当組合は3期連続の利益計上となりました。



自己資本比率

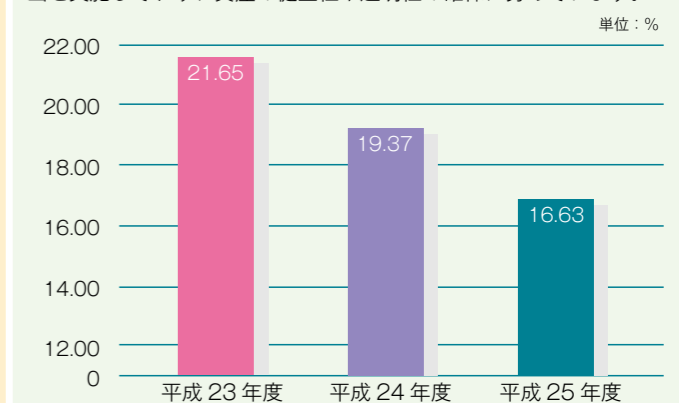
自己資本比率とは、金融機関の健全性を表す指標で、損失が発生する可能性がある資産に対する自己資本の割合のことです。国内のみで営業する金融機関の場合、4%以上の比率を維持することが法律で定められています。当組合の自己資本比率は9.43%であり国内基準の2倍以上ですので、高い健全性を確保しているといえます。



不良債権比率 2.74%低下

平成25年度の金融再生法に基づく開示債権の不良債権比率は16.63%で、前期より2.74%低下しました。なお、不良債権のうち96.98%は担保・保証や貸倒引当金等によって保全されています。

なお、当組合は厳正な自己査定とその結果に基づく適正な償却・引当を実施しており、資産の健全性や透明性の確保に努めています。



地域密着型金融および 中小企業・小規模事業者に対する経営支援への取組みについて

I. 地域密着型金融の取組方針

当組合は、経営理念の重要項目として常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小企業・小規模事業者ならびにお勤めの方々が生き活きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化に貢献する事を掲げております。その為には、お客様との繋がり(コミュニケーション)が重要であるとの考えから、地域との連携を基礎とした「サポート集団」として金融仲介機能の発揮に注力している所であります。また、地方公共団体を始め、各種団体との連携態勢も整えており、地元企業に対する経営支援にも積極的に取組んでまいります。

II. 金融円滑化への取組方針

金融円滑化は、平成25年3月を以って終了いたしました。終了後も法の趣旨を踏まえ、お借入の条件変更等にかかる相談に対し、迅速かつ適切に対応して参りました。お客様への円滑な金融支援は、当組合の最も重要な社会的役割の一つであり、今後もお借り入れや条件変更に関わるご相談等には親身な対応に心掛け、可能な限りお客様のご希望に沿うよう努力してまいります。

III. 中小企業・小規模事業者への 経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域密着型金融」および「金融円滑化」に関する取組み方針を積極的に推進しており、平成24年11月には「中小企業経営力強化支援法」に基づき経営革新等支援機関(認定支援機関)として認定を受け、創業・新規事業や経営改善・事業再生や経営革新などお客様の経営課題に対する支援、又は地域経済の活性化に資する事業活動に対する支援といたしまして外部専門家や外部機関などの知見や機能を積極的に活用してまいりました。中小企業・小規模事業者および地域経済の発展に貢献すべく、地域社会との連携を基礎として金融ニーズに適時・適切に応じ、各ライフステージ(創業・新事業開拓支援や成長段階における支援、経営改善・事業再生・業種転換支援など)に応じた経営支援に今後も積極的に取組んでまいります。

IV. 中小企業・小規模事業者への 経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・小規模事業者への経営支援として、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)^(注1)など各種事業への参加や各外部機関と連携により経営課題の解決に向けた取組みを推進する他、当組合と顧問契約の中小企業診断士による経営相談や当組合独自の企業分析により経営支援に向けた提案型営業検討会を開催するなど事業者の支援に向け態勢整備を行っております。

(注1) 平成26年度は、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣事業)」となります。

1. 【各種補助金の事業計画策定支援】

認定支援機関として、事業者に対する経営支援はもとより、

成長戦略の一環でもある「ものづくり補助金」や「創業補助金」など各種補助金の利用促進ならびに、つなぎ融資や必要資金について積極的に対応しております。

2. 【中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)の積極的活用】

地域の認定支援機関(ネットワーク構築)によるコンサルティング機能発揮の一環として専門家派遣事業を活用し、経営課題の解決や経営改善計画等の策定支援を行っております。

尚、平成26年度は、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」に名称を変え、これまでの専門家派遣事業に加え、創業から安定までワンストップで経営支援を行う「よろず支援拠点(あらゆる経営相談に応じる)」を開設しております。

3. 【個人や事業の再生に向けた外部機関との連携】

東日本大震災の影響を受け、個人再生や事業再生を必要とするお客様に対し、個人版私的整理ガイドラインの活用や中小企業再生支援協議会による再生支援、宮城産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構等の震災復興機関など外部機関の機能を積極的に活用しております。

4. 【その他経営課題解決に向けての提案】

中小企業・小規模事業者の発展や成長の各段階で異なる経営課題に対し専門家派遣や外部機関の活用によりコンサルティング機能を発揮する他、各種制度のノウハウを蓄積し適切な助言や解決策の提案に取組んでおります。

(1) 「経営サポート会議」の活用

普段から各金融機関の経営改善や再生への目線を揃え、経営改善計画を策定していく過程において複数の金融機関との調整を図り、関係者が迅速に事業者の支援に向けた方向性について意見交換するなど「中小企業支援ネットワーク」における「経営サポート会議」を活用。

(2) 資金繰り支援としての保証制度の活用

経営改善に取組む場合の資金繰り支援として、信用保証協会の保証制度利用により複数の債務を一本化して、月々の返済負担を軽減する借換保証制度等を活用。

V. 平成25年度の経営支援に 関する取組み状況

1. ライフステージに応じた経営支援に関する取組み状況

(1) 創業・新規事業開拓の支援

「これまでの経験や知識を活かし新規事業として独立開業しようとする顧客」や「老朽化した物件購入により地域活性化に向けた遊休不動産の活用に取組もうとする顧客」、「賃貸住宅など需要の高まりを受けたことから、アパート経営に取組もうとする顧客」に対して、事業計画書の策定支援や助言、金融支援を積極的に実施してまいりました。

■創業・新規事業開拓の支援実績

	件数	金額
25年度	15件	655百万円

(2) 成長段階における支援

事業の拡大と作業の効率化、財務内容の改善を目的とした設備の充実や経費削減に対し、補助金活用の提案や設備資金および借換資金など金融支援を実施してまいりました。

■各種補助金活用における事業計画策定支援実績

	件数(うち採択件数)	金額
25年度	5件(3件)	13百万円

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

【中小企業診断士等からの助言・提案の活用(第三者の知見の活用)による支援】

経営改善・事業再生等に取組む事業者で、経営課題の解決や自ら経営改善計画等の策定が困難とする先に対し、コンサルティング機能の発揮として当組合と顧問契約している中小企業診断士派遣による経営相談や中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)により外部専門家の知見を活用し「財務分析による事業計画の策定」・「SWOT分析による5ヵ年利益計画の策定」などの支援を行ってまいりました。

■専門家派遣実績

	相談件数	派遣件数	派遣回数
25年度	5件	2件	4回

【外部機関活用による事業再生支援】

東日本大震災の影響で「自宅や店舗、工場などが被災」または「売上高減少により財務内容が悪化」するも、震災前の多額な負債を軽減することで事業再生が可能な取引先に対して、数回に渡り外部専門家を派遣する他、各復興支援機関など外部機関の機能を活用し事業再生に向けての支援に取組みました。

■外部機関(復興支援機関)の活用実績

	個人版私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	宮城県産業 復興機構	東日本大震災事業者 再生支援機構
25年度	1件	1件	3件	1件

(4) 事業承継の支援

地域の少子高齢化を背景に中小企業・小規模事業者の高齢化も進み、後継者問題を抱えるなどの事業者が増加傾向にあります。事業承継に関する経営課題の解決に向けた取組みとして中小企業診断士など外部専門家と連携し、相談・指導や解決策の提案、助言などに取組みし2件の相談に応じました。

2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

(1) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資手法の拡充、多様な手法を用いた資金供給の徹底

担保・保証人に過度に依存しない融資として、「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者以外の第三者個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」の方針を策定し実施することで、良好な信頼関係の構築を図り、事業への取組意欲の増進や金融の円滑化に努めてまいりました。また、経営力強化保証制度など信用保証協会の制度融資の活用を積極的に推進し取組んだ他、「在庫」の動産や「売掛金」の債権を明

確に管理することが可能である場合には、「動産・売掛金担保融資(ABL)」等の活用を推進してまいりました。

■保証協会利用実績

	件数	金額
25年度	135件	1,409百万円

(2) 取引先企業の事業価値を見極める「目利き能力」の向上

融資に係る組合内外の研修の充実を図り、業界動向等における情報収集の強化と知識、ノウハウの集約化・共有化に取組み、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化や事業再生に向けた「目利き能力」の向上に努め、融資担当者の審査能力の向上に努めてまいりました。

■研修講座派遣実績

	講座数	派遣職員数(延べ人数)
25年度	41	280名

3. 地域活性化に関する取組み状況

(1) 持続可能な地域経済への貢献

経営課題を抱える事業者に対し、東北経済産業局の委託業務にかかる支援機関として「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」により専門的知識を有する専門家派遣や震災復興機関など外部機関の活用により支援と助言を行ってまいりました。また、東日本大震災によって賃貸住宅に対する資金需要の高まりを受けたことから、「せんぽくアパートローン」を推進する他、地域活性化に向けた取組みとして遊休不動産や老朽化した物件を購入し有効活用する顧客に対し金融支援するなど積極的に創業・新規事業支援にも取組んでまいりました。

このように外部専門家、外部機関の知見や機能を積極的に活用する他、地域の特性や状況、事業者が抱える課題などを分析し、金融仲介機能発揮による継続した経営支援が地域全体の活性化に繋がっていくものと考えており、今後も地域経済への貢献に向け取組んでまいります。

VI. 東日本大震災にかかる 復旧・復興への取組み状況

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により被害を受けられたお客様に対しては、金融上の措置を適切に講じてまいりますと共に、地域の復旧・復興のために特別商品を用意し全力で支援を行っております。

■災害復旧ローン(特別商品)

	件数	金額
25年度	70件	148百万円

VII. 課題と今後の対応

(1) 相談業務の取組み強化

地域経済としては、沿岸部における震災復興事業の本格化や公共工事の拡大の影響により建設業とその関連業種など一部事業改善傾向にありますが、全体感としては、復興事業など道半ばにあり、消費税増税や原油高、原材料高騰による収益力の圧迫から、従来の経営改善に至っておらず、まだまだ景気回復が感じられない状況にあります。

地域密着型金融に取り組んでいる当組合としては、今こそ地域の中小企業者・小規模事業者および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、経営支援に貢献しなければならないと考え、尚一層、相談業務について積極的に取り組んでまいります。

(2) 中小企業者の経営基盤強化支援の取組強化

当組合では、地域の中小企業・小規模事業者が抱える高度・専門的な経営課題を解決するため平成20年度より国の政策

でもある「地域連携拠点事業」や「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」などにより経営支援や助言、経営計画の策定支援等について専門家を派遣する他、経営に関するセミナー開催、ビジネスマッチング等の事業を実施してまいりました。今後も中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図るため、各認定支援機関や外部専門家・外部機関と連携を図り積極的に取り組んでまいります。



地域の皆さまとのふれあい

● 環境美化活動

貴重な自然資源の宝庫で、ラムサール条約の登録地になっている伊豆沼・内沼のクリーンキャンペーンが9月に開催され、役員および家族にて50名が参加し清掃活動を実施しました。

● 地域行事への参加

平成25年度も各地で開催されたお祭り等の地域行事に積極的に参加しました。

1. 津島神社どんと祭裸祭り(1月)
2. 佐沼夏まつり(7月)
3. くりこま山車祭り(7月)
4. 若柳夏祭り(8月)
5. ふるさと米山秋まつり(10月)
6. 薬師まつり(11月)



● その他の活動

毎年9月に「しんくみの日週間」を設け、平成25年度は以下の取組みを実施しました。

- ・献血運動を実施し、お客様、職員合わせて26名の方にご協力いただきました。
- ・宮城県信用組合協会並びに当組合により「しんくみピーターバンクカード」の利用額の一部と、当組合からの寄付金合計20万円を「栗原市立はげまし学園」に贈呈しました。

せんぼく友の会 平成25年6月に山形かみのやま温泉にて総会を開催しました。

なお、支部総会を下記のとおり開催し親睦を深めています。

若柳支部	秋保温泉	親睦旅行
築館支部	東京・横浜方面	親睦旅行
迫支部	鳴子温泉	親睦旅行
栗駒支部	ハイルザーム栗駒	親睦旅行
米山支部	米山町吉田公民館	演劇大会

「せんぼく杯パークゴルフ」コンペ開催に伴う協賛

栗原市パークゴルフ協会主催による第11回「せんぼく杯パークゴルフ」コンペを平成25年10月に開催しております。

地元中学校の職場体験活動受け入れ

平成25年11月に2名の中学生を職場体験として4日間受け入れ、営業店および本部にて職場体験学習を行いました。



コンプライアンス体制 (法令遵守)

信用組合の生命というべき信用とその公共的使命・社会的責任を常に念頭に置き、法令等の遵守と当組合の経営理念を実現するために自己の責任において「行動綱領」に基づいて地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念とします。

当組合では、コンプライアンス(法令遵守)を経営の最重要課題に位置付け、コンプライアンス統括部署に監査課を事務局に据えコンプライアンス委員会を設立いたしております。コンプライアンス委員会の委員長を理事長とし、本部においては監査課長、営業店においては次席者をコンプライアンス担当責任者に任命して、コンプライアンス体制の整備を図っています。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言をいつでも受けられる体制を整備しております。

また、コンプライアンスへの取組みの基本方針に基づくコンプライアンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラムを適宜

に見直し、それに則って四半期ごとに本部・営業店でコンプライアンス研修会を実施し、常にコンプライアンス情報、指導等を行い、四半期毎に本部・営業店における法令遵守状況、自己申告チェックリスト等をチェックして総務課および理事長に報告しております。

今後におきましても、コンプライアンス担当責任者への教育、研修会等を強化するとともに役職員にコンプライアンスオフィサー認定資格を奨励し、取得してまいります。

さらにコンプライアンスに対する意識の向上と具体的な行動を徹底し、各種規定、事務取扱要領等の制定・見直しを行い、内部管理体制やチェック機能の整備に取組み法令違反の発生防止を図り、地域の皆さまに安心してお取引していただける金融機関を目指してまいります。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、法律等という。)を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載及び本支店等の窓口等に掲示することにより公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

利用目的

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため。
- ・本人確認法に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため。
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため。
- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため。
- ・適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため。
- ・与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供

するため。

- ・他の事業者等より個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ・お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- ・市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
- ・提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
- ・組合員資格の確認及び管理のため。
- ・その他、お客様のお取引を適切かつ円滑に履行するため。
- ・お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯ビデオカメラの映像を利用すること。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等により必要とされている場合。
- (2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合。

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱い

を確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定のものと同様利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置・技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示します。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出下さい。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

個人情報取扱に関する窓口

監査課

電話番号：0228-32-3014

FAX番号：0228-32-5075

Eメール：senpoku@pluto.plala.or.jp

ホームページ：http://www.senpoku.shinkumi.jp

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任

を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、信用組合のもつ基本理念に基づき、社会的使命と公共的役割を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。また、これとともに平成13年4月1日より施行されます金融商品の販売法に関する法律第八条(勧誘方針の策

定)に則り、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとともに一層お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

1. 当組合は、お客様に資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。

2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。

その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明いたします。

3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と

異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4. 勧誘・販売の時間帯は店舗内においては所定の営業時間、その他訪問や電話による勧誘は、お客様のご事情を配慮した時間内に行います。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反することまた、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署(監査課リスク管理部門)により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引

(2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引

(3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(監査課リスク管理部門)を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の不利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。
以上

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

〈苦情処理措置〉

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または監査課にお申し出ください。

【仙北信用組合監査課 連絡先】 0228-32-3014

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休日日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <http://www.senpoku.shinkumi.jp>

〈紛争解決措置〉

東京弁護士会紛争解決センター 電話：03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3581-2249

以上の機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合監査課又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター

等は、東京都以外の各地のお客様もご利用頂けます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

所 在 地：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合金館内）

リスク管理体制について

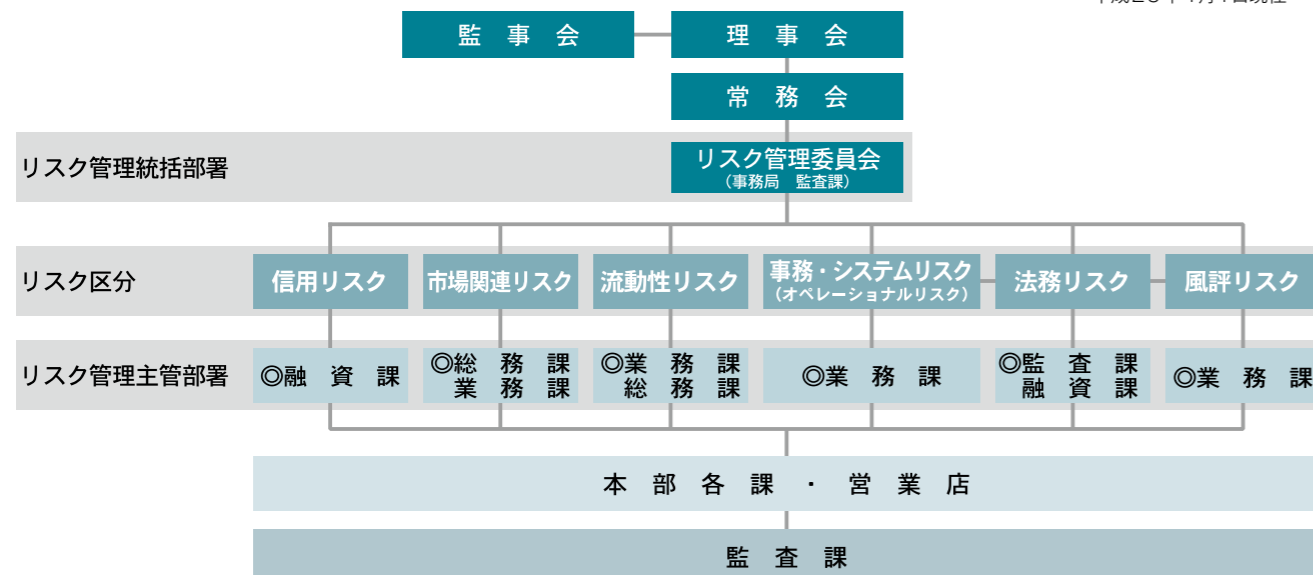
基本姿勢

金融機関を取り巻く環境が大きく変化中、金融機関が直面するリスクも多様化、複雑化しています。よって、当組合では、これらのリスクを的確に捉え、経営体力に比して過大とならないよう適切に管理していくことが、「リスク管理態勢の充実」に繋がることと位置づけ、更なるリスク管理体制の強化に努めています。

当組合は業務上、管理すべきリスクを信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務・システムリスク)、法務リスク、風評リスクの6つに区分し、それぞれのリスク管理主管部署が適切に管理するとともに、リスク管理統括部署が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安定した収益の確保に努めています。

リスク管理体制

平成26年4月1日現在



オペレーショナル・リスク

	内 容	管理方法
信用リスク	信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴求が不能となるリスクのことで、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。	当組合では貸出資産の健全性の維持・向上を図るために、半期・年度での適時・適切な貸出資産の査定実施、担当部署による融資監査の実施等により信用リスクの管理を行っています。また、組織面では営業(営業推進)部門・融資(審査)部門・管理部門をそれぞれ独立させ、部門間における相互牽制を実施していきます。さらに、本部において、融資課所管の対象事案の事前貸出協議会開催、管理課所管の営業店期中管理のヒアリングを実施し、信用リスクの評価を反映した、融資方針の策定など、リスク管理体制整備に取組み、適正な貸出審査・中間管理体制の強化を行っています。その上で、自己責任に基づく適正な資産査定を実施し、適切な償却・引当を行い、貸出資産の健全性確保及び不良債権の発生防止に努めています。
市場関連リスク	市場関連リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。	当組合では変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況を把握するとともに変動するリスクの把握に努め、種類別や期間別に基準金利の設定等を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っています。また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じて常務会に報告を行い、迅速的確な対応が取れる体制を構築していきます。
流動性リスク	流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや風評等による予期せぬ資金の流失などにより、資金不足に陥るリスクのことで、	当組合では流動性管理として、日々の資金(定期性預金・流動性預金・現金・預け金・貸出金など)状況から市場流動性の状況を適切に把握していくとともに、即日資金化できる資産を確保していきます。
事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、	当組合では、事務処理にかかる内部事務規定等を整備し、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客様に信頼していただけるよう努めています。また、事務リスク管理については、内部事務規定等に基づき監査課が本支店に対し定期的に内部(臨店)監査・指導を実施する一方、本支店にも店内検査の定期的実施を義務づけるなど内部牽制の強化により、事故の発生防止に向け万全の体制を構築していきます。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を受けるリスクのことで、	コンピュータシステムは金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させていくこととして、当組合では、定期的にオンラインシステムの各種機器の点検を実施していきます。また、当組合が加盟しているSKC(共同)センターは、システムの安全性や信頼性、遵守性を確保するためにシステムリスクに係る外部監査を導入し、システムの企画・開発管理、障害対策を含めた運用管理、さらに顧客情報を保護するためのセキュリティ管理などを推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に万全を期していきます。
法務リスク	法務リスクとは、当組合の経営やお客様とのお取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為が発生し、当組合の信用毀損や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことで、	当組合では、基本方針、経営理念、コンプライアンス・マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)態勢を整備し、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、当組合の損害の発生防止、極小化を図り、信用維持の確保に努めています。
風評リスク	風評リスクとは、金融機関及び信用組合業界の動向に対する評判の悪化がお客様の信用不安を招き、当組合が影響を被るリスクのことで、	当組合では「地域になくてはならない金融機関」とみなさまに感じただけのよう、常日頃から役職員が、日常業務及び地域との関わりを通じ、お客様との強い信頼関係の構築に励んでいます。さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当組合の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様の動向の変化にも注視するなど、モニタリングの実施にも力をいれています。そして当組合の評判に影響を及ぼすと思われる事項については情報を正確に把握、原因を究明し、迅速、的確に風評リスクを回避するための万全の方策を講じ、風評リスク管理体制を確立していきます。

業務のご案内

預金商品のご案内

種類	内容と特徴	期間	お預け入れ額等	
当座預金	商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	日常の入出金をはじめ、給与、配当金、年金の自動受け取り、公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上	
無利息型普通預金	預金保険制度により、全額保護される預金です。利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金、定期預金、定期積金を1冊の通帳にまとめ、受け取る、支払う、貯める、借りるが可能となる頼もしい口座です。	普通預金は出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1,000円以上の自動継続	
貯蓄預金	普通預金の手軽さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。お預け入れ金額に応じ金利が設定される便利でお得な預金です。	出し入れ自由	基準残高10万円以上	
定期預金	スーパー定期	まとまった資金をより有利に運用して頂けます。お預け入れ期間中の適用金利は満期日まで変わりませんので安心、確実です。	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定型	1,000円以上(上限は原則として1,000万円未満)
	大口定期預金	スーパー定期からのランクアップや、退職金等の一時金、各種預貯金等をまとめて運用するのに最適です。	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定型	1,000万円以上
	期日指定定期預金	お預け入れ期間は最長3年。1年の据置期間後は満期日をご自由に指定し、必要額を払い出すことができます。しかも1年複利。お手元の資金をお気軽に有利に運用できます。	3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	お預け入れ期間中に適用金利が市場金利に合わせて変動する金利変動型の定期預金です。先行き金利が上昇すると見込まれる場合が有利です。	1年、2年、3年 満期日指定型	1,000円以上
	懸賞金付定期預金「スーパードリームのぞみ」	通常のスーパー定期に懸賞金がついたお得な定期預金です。	1年 満期日指定型	10万円1口で 1,000万円以下
	せんぽく年金定期「しあわせ300」	当組合を受取口座とした年金受給者を対象として利息は通常の定期預金より有利となっています。	1年 満期日指定型	1,000円以上 300万円以下
定期積金	スーパー積金	貯めたい目的に向かって毎月積立ができます。夢の実現に向けて計画的に貯蓄が可能です。	6ヶ月以上 5年以内	掛込金額 1,000円以上
	まごころ積金	当組合を受取口座とした年金受給者を対象として利息は通常の定期積金より有利となっています。	6ヶ月以上 5年以内	隔月掛込金額 5,000円以上
通知預金	まとまった短期資金に最適です。	7日以上	5,000円以上	
納税準備預金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税となります。	ご入金はいつでも 払い出しは納税時	1円以上	

個人向けご融資・ローン等のご案内

種類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
「東日本大震災」災害復旧ローン	被災した家具や家電製品、住宅の補修・修繕資金等の復旧ローンです。災害の復旧を目的としており他商品に比べ低金利にてご利用いただけます。	10万円以上500万円以下。但しWebからの申込の場合は300万円以内。	8年以内。 ※元金据置最長1年間を含みます	元利均等返済
スーパーフリーローン「借得」	お使いみちはご自由で、手続きも簡単便利です。プランの実現にお気軽にご利用いただけます。	10万円以上300万円以下。但し主婦・パート・アルバイトは30万円以内。	7年以内。	元利均等返済
ポケットローン	お使いみちはご自由で、ライフサイクルにあわせてご利用可能なフリーローンです。収入によりご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じてご利用いただけます。	10万円以上 300万円以内。	1年以上5年以内。 100万円超の場合は、7年以内。	元利均等返済

種類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
ピーターバン 目的ローン	自動車購入やご結婚費用等、目的にあわせてご利用いただけます。	10万円以上 500万円以下。	資金用途により7年以内から10年以内(6ヶ月単位)	元利均等返済
カーライフローン「ドライブ」	車両購入や車検費用、自動車関連用品購入資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以下。※借換の場合は残高の範囲内。	8年以内。 (6ヶ月単位)	元利均等返済
カーライフローン「プレミアム」	車両購入や車検費用、自動車関連用品購入資金にご利用いただけます。一般のマイカーローンに比べて低金利にてご利用いただけます。	10万円以上500万円以下。※借換の場合は残高の範囲内。	8年以内。 (6ヶ月単位)	元利均等返済
シルバーク ライフローン	高齢者向けフリーローンで、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10万円以上100万円以下。※前年度年収の50%以内。	5年以内。	元利均等返済 (隔月返済可)
せんぽく奨学ローン「希望」	入学や授業料、生活費等の学資金にかかるローンです。ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用いただけます。	10万円以上 500万円以下。	15年以内。※借換による最長期間は残月数を超える直近の6の整数倍以内。	元利均等返済
学資応援団「チャンス」	極度型の教育ローンで借入期間、返済期間問わず随時返済も可能と利便性の高い商品です。	100万円、150万円、200万円、250万円、300万円、350万円、400万円、450万円、500万円の極度額。	3年毎の自動更新とし最終年齢は70歳。	極度額別元金定額(利息振替方式)※卒業予定年月日までは元金据置可。元金の随時返済は保証期間を通して可
教育ローン「未来」	お子さまの大きな夢を実現するための学資金にご利用いただけます。	10万円以上 300万円以下。	据置期間無し…10年以内 据置期間有り…15年以内	元利均等返済
おまとめローン「快傑くん」	他の金融機関等で借入しているローンの返済専用ローンです。(事業性資金は除きます)。ローンを1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。	50万円以上 300万円以内。	1年以上 5年以内。	元利均等返済
おまとめ ハッピーローン	他の金融機関等で借入しているローンの返済専用ローンです。(事業性資金は除きます)。ローンを1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。	1,000万円以内。	6ヶ月以上10年以内。※不動産担保を設定する場合は20年以内	元利均等返済
栗原市 のぞみローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除きます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。宮城県栗原市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内。	6ヶ月以上10年以内。※不動産担保を設定する場合は20年以内	元利均等返済
とめ安心 サポートローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除きます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。宮城県登米市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内。	6ヶ月以上10年以内。※不動産担保を設定する場合は20年以内	元利均等返済
カードローン「借得R」	お買い物やレジャー等のイザという時に大変便利なカードローンです。ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用いただけます。	50万円、100万円、150万円、200万円、250万円、300万円の極度額。	1年。 (自動更新)	定額返済。 随時返済可
住まいる いちばんプラス	住宅の新築や増改築、住宅用土地、自己居住用中古物件購入資金など最大で担保評価額の100%+500万円までご利用いただけます。	100万円以上 6,000万円以内。	2年以上 35年以内。	元利均等返済
住まいる借換ワイド	現在の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。最大で担保評価額の200%までご利用いただけます。	100万円以上 6,000万円以内。	2年以上 35年以内。	元利均等返済
リフォーム ローンワイド	太陽光発電システム導入や断熱改修工事、介護にかかるリフォーム工事に融資利率が優遇されるお得な応援プランをご利用いただけます。	100万円以上 1,000万円以下。 ※借換の場合は残高の範囲内。	15年以内 ※借換による最長期間は残月数を超える直近の6の整数倍以内。	元利均等返済
エコリフォーム ローン「快適」	住宅のリフォーム工事にかかる費用にご利用いただけます。融資金額が500万円以上の場合には万が一の際に安心な団信付も選べます。	10万円以上 700万円以下。	6ヶ月以上 15年以内。	元利均等返済

事業者向けご融資のご案内

種類	特徴・お使用みち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
ビジネスフリーローン	事業資金(運転資金・設備資金)にご利用いただけます。	50万円以上 500万円以下	5年以内	元利均等返済
ビジネスローン	事業資金(運転資金・設備資金)にご利用いただけます。	法人…50万円以上500万円以下 個人事業主…50万円以上300万円以下 白色申告者…50万円以上200万円以下	5年以内	元利均等返済
しんくみパートナーズ	個人事業主の事業資金(運転資金・設備資金)に、簡単便利にご利用いただけます。	個人事業主…50万円以上500万円以下 白色申告者…50万円以上200万円以下	5年以内	元利均等返済
ポケットビジネスローン	事業資金(運転資金・設備資金)が必要な際に、簡単便利に法人代表者や個人事業主にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以下	5年以内	元利均等返済 元金一括返済

種類	特徴・お使用みち	ご利用条件等
県制度保証 経営安定資金保証制度 産業振興資金	一般資金	県内に事務所・事業所を有し、事業を県内で営む個人・法人・組合で、次のいずれか資金を必要としている中小企業者 1 経営基盤、経営体質の改善を必要とする方 2 経済の変動等外部要因により経営が不安定化し本件融資により、経営の安定が図れる方
	経営力強化サポート資金	県内に事務所・事業所を有し、事業を県内で営む個人・法人・組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
	創業育成資金	県内で新たに事業を開始する方で、次のいずれかに該当する方 (1)創業等を行うとする方で一定の要件を満たす方(創業者) (2)創業後5年を経過していない方で一定の要件を満たす方(新規中小企業者)
市町村制度保証	栗原市中小企業振興資金	法人にあっては栗原市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有し、個人にあっては栗原市内に1年以上住所を有し、かつ、栗原市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者
	登米市中小企業振興資金	登米市に居住し、かつ、登米市内で事業を営んでいる方

為替・収納業務のご案内

種類	内容
内国為替	全国どこの金融機関へでもスピーディーにお振込が出来、どこからでも手形や小切手のお取立てができます。

窓口・販売業務のご案内

種類	内容
損害保険	当組合の住宅ローンをご利用いただくお客様向けに、長期火災保険(しんくみ安心マイホーム)をお取り扱いしております。
個人年金保険	老後の生活資金を確実にご準備いただける一時払いの保険や、月々一定の保険料を払い込みいただき、お受取り期間は5年、10年、15年をお選びいただける保険をお取り扱いしております。

各種サービスのご案内

種類	内容
キャッシュサービス	当組合の本支店はもちろん、日本全国の提携金融機関およびゆうちょ銀行やセブン銀行ATMで当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。土・日・祝日も現金のお引き出しやお預入れができます。
ジェイデビットカード	ジェイデビットマークのある加盟店なら当組合のキャッシュカードがデビットカードとしてご利用いただけます。買物代金支払いの際、専用端末にカードを通して暗証番号を押すだけで預金口座から即日引き落としとなります。(手数料不要)

種類	内容
各種自動受取	給与・年金・配当金等が自動的にご指定の口座へ振込まれますので便利で安心です。
各種自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金のほか、税金・学校授業料・保険料・クレジットなどが自動的にご指定の口座から支払われますので便利で安心です。
夜間金庫	営業時間終了後、売上金などをお預かりしご指定の預金口座に入金いたします。
インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネットバンキングやモバイルバンキングをお使いになれば、窓口に向かなくてもお振込や、口座の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。なお照会サービスは無料でご利用になれます。
でんさいネット	「でんさい」は手形に代わる新たな決済手段で電子記録債権の受取り、発生記録、譲渡記録がご利用できるサービスです。
しんくみお得ねっとサービス	全国各地にある信用組合の自動機(CD、ATM)を無料でご利用いただけるサービスです。(提携信用組合間のみ)
セブン銀行	全国のセブン・イレブンやイトーヨーカドーに設置のセブン銀行ATMで、「お引出し」「お預入れ」等がご利用いただけます。

付帯業務

種類	内容
債務の保証業務	
代理業務	全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務 (独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構等の代理店業務
地方公共団体の公金取扱業務	
株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務	

しんくみWebローンサービス

当組合のホームページから、24時間ローンをお申込みできる「しんくみローンサーチ」をお取り扱いしています。なお、ローンはFaxでもお申込みいただけます。

インターネット画面から をクリック!

●お申込み手順

- ① 当組合ホームページにある「しんくみローンサーチ」ボタンをクリック。
- ② 「しんくみローンサーチ」のページが表示されます。
- ③ 商品一覧よりご希望のローン商品をお申込みください。

商品内容の詳細や諸費用、金利、ご返済目安及びご不明な点等がございましたら、下記ローン相談窓口またはお近くの店舗、営業担当者にご相談ください。

ローン相談窓口 フリーダイヤル 0120-32-3014

※留意事項 / 「しんくみローンサーチ」は、仮申込みのため、お借入れの際は別途窓口で正式なお手続きが必要となります。
・審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合があります。

仙北信用組合の概要

名称 仙北信用組合
略称 コミュニティバンクせんぽく
理事長 山野邊 照明
所在地 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
設立 昭和30年8月3日
性格 地域信用組合
総資産 35,301百万円
自己資本 1,301百万円
営業地区 栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町
営業時間 午前9時から午後3時
現金自動預払機稼働時間 (ATM)
通 年 午前8:00～午後8:00 正月三日、ゴールデンウィークも稼働しております。
 ただし、栗原市立栗原中央病院出張所
平 日 午前8:30～午後8:00
土・日・祝日・年末日 午前9:00～午後5:00 正月の1月3日はお休みです。

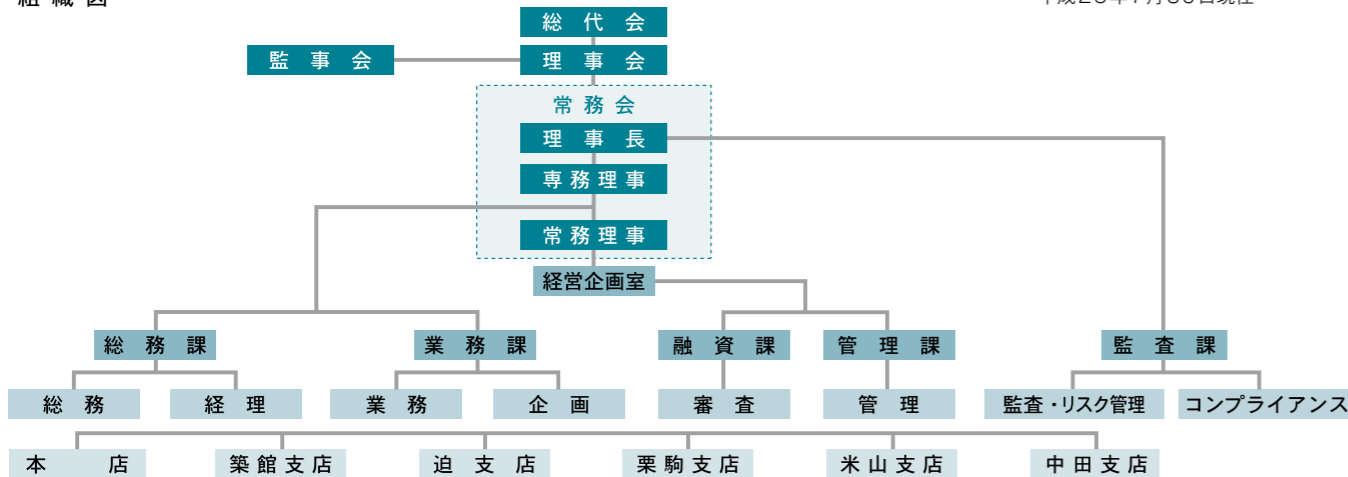
組合員数 17,909名
事業内容 預金業務、融資業務、為替業務、サービス業務、相談業務、でんさいネット

平成26年6月27日現在

役員一覧
 理事長 山野邊 照明 専務理事 三浦 幸雄 常務理事 岩 瀧 進
 理事 千葉 節朗 理事 石沢 賢士 理事 高橋 久寿
 理事 鈴木 秀一 理事 今野 秀俊 理事 日下 俊
 監事 田口 安浩 監事 佐藤 市郎

※当組合は、職員出身者以外の理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組織図 平成26年7月30日現在



組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織です。

組合員は当組合が営業する地区にお住まいか、お勤めの皆さま、中小規模の事業者の皆さま等が組合員になる資格を有していますが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の

向上を図ることを目的とした法律によるものです。組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を資金源として金融事業を行っています。

信用組合の運営のための重要な事項を決定する際は組合員全員で構成する「総代会」が最高議決機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総代会を通じて組合の経営に参加しています。

総代会の仕組み

組合員数が多い信用組合では、総会の開催は事実上困難なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために、総会に代えて総代会制度を採用することもでき、当組合も採用しています。総代会は組合員の皆さまによる選挙により選出された「総代」で組織し、当組合の様々な重要事項を決定しています。

総代の任期と定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は100名以上140名以内で、各選挙区において組合員数に比例した割合で決められています。なお、平成26年3月31日現在の総代数は111名、組合員数は17,909名です。



第59回通常総代会の決議事項

平成26年6月26日に第59回通常総代会を開催し、当日は総代117名のうち、出席75名(うち、委任状による代理出席21名)のもと、次の決議事項が付議され、原案のとおり可決されました。

決議事項

第1号議案	第59期貸借対照表、損益計算書承認の件	第2号議案	第59期剰余金処分案承認の件
第3号議案	第60期事業計画および収支予算案承認の件	第4号議案	中期経営計画(自主計画)承認の件
第5号議案	平成26年度借入金最高限度額および借入先金融機関承認の件	第6号議案	組合員除名に関する件
第7号議案	規約の一部変更に関する件	第8号議案	理事選出の件

信用組合に出資することで組合員になります。	組合員	総代選挙	総代	総代会
	・当組合の営業地区にお住い又はお勤めの方 ・小規模事業者の方	組合員の中から総代選挙規約に基づいて総代を選出します。	総代は組合員の代表として、総代会に出席し、組合員の皆さまの意見を反映します。	組合の最高決定機関として、決算に関する事項や、役員の選任など重要事項を決定します。

総代の皆さま (順不同：敬称略)

平成26年6月27日現在

● 第1地区 栗原市(若柳、志波姫)、登米市(石越町)(21名)

伊藤 正吾	猪股 研	及川 明	岡本 邦雄	小野寺 健太郎
川嶋 保美	菅野 厚子	熊谷 倫太郎	後藤 信男	佐々木 英雄
佐藤 良文	鈴木 正彦	高橋 亨	只見 直美	千葉 清
千葉 鉄夫	千葉 芳照	永井 正典	新田 一雄	土生 浩也
三浦 忠博				

● 第2地区 栗原市(築館、一迫、高清水、瀬峰、花山)(17名)

上西 二三男	亀田 伸男	鹿野 敏	狩野 忠由	菊地 和彦
今野 敏昭	佐藤 勝郎	菅原 勝直	菅原 迈子	菅原 恭夫
曾根 永行	野口 春幸	長谷川 敬	兵藤 充彦	松枝 照明
和田 雅弘	渡辺 恭嘉			

● 第3地区 登米市(迫町)、本吉郡南三陸町(23名)

青野 正弘	阿部 賢悟	阿部 泰彦	石川 法夫	伊藤 俊郎
岩間 明男	遠藤 諭	及川 幾雄	及川 克則	太田 陽平
大野 康一	加藤 節夫	後藤 福子	西城 洋市	佐竹 孝行
佐藤 勝彦	佐藤 昌市	佐藤 哲弥	武山 英昭	三浦 博
三浦 義明	武川 毅	富士原 裕子		

● 第5地区 栗原市 (栗駒、金成、鷲沢) (16名)

阿部 時雄	小野寺 良隆	黒田 敏男	後藤 紀美夫	佐々木 和典
佐々木 新一	佐々木 仁和子	佐藤 憲一	菅原 長一	菅原 洋
菅原 正樹	菅原 宗勝	清水 澄雄	太幸 武弘	芳賀 恭
三浦 治				

● 第6地区 登米市 (米山町、南方町、登米町、豊里町、津山町) (16名)

阿部 幹男	新井 信博	石川 志穂子	伊藤 克成	大久保 謙司
大沼 礼和	小野寺 忠雄	加藤 亮	木村 和宏	佐々木 啓
主藤 敏寛	鈴木 悦雄	高橋 哲	千葉 治男	千葉 正幸
渡邊 好信				

● 第7地区 登米市 (中田町、東和町)、気仙沼市 (18名)

飯塚 敏郎	石川 久	石塚 義隆	五安城 いを子	片岡 大助
工藤 秀樹	熊谷 貞雄	杉田 広仁	鈴木 重司	高橋 正一郎
千葉 健一	千葉 守	蛭田 宗生	三浦 孝次郎	山内 孝彦
浅倉 眞理	後藤 眞	谷村 明信		

営業店舗およびATMの所在地

平成26年6月27日 現在

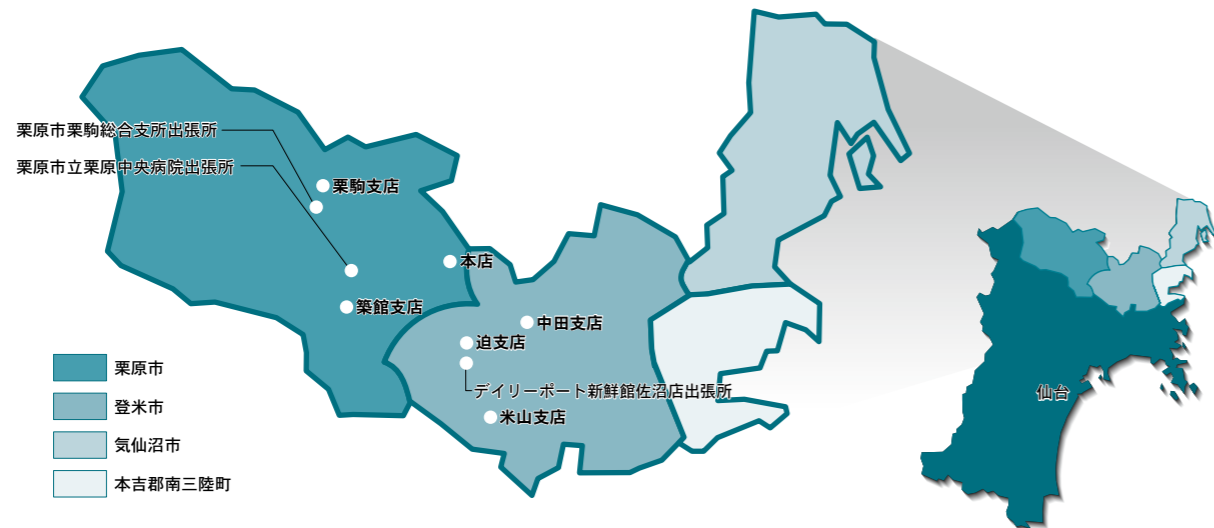
営業店舗所在地

- 本 部
〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
TEL 0228-32-3014(代) FAX 0228-32-5075
- 築館支店(ATM設置台数…1台)
〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師四丁目6番35号
TEL 0228-22-2376(代) FAX 0228-23-6887
- 栗駒支店(ATM設置台数…1台)
〒989-5301 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎六日町48番地の1
TEL 0228-45-1517(代) FAX 0228-45-5357
- 中田支店(ATM設置台数…1台)
〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目8番地の11
TEL 0220-35-2100(代) FAX 0220-34-7234

- 本 店(ATM設置台数…1台)
〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
TEL 0228-32-2586(代) FAX 0228-32-5150
- 迫支店(ATM設置台数…2台)
〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1番地の4
TEL 0220-22-3095(代) FAX 0220-22-8390
- 米山支店(ATM設置台数…1台)
〒987-0321 宮城県登米市米山町西野字片平小路25番地
TEL 0220-55-4155(代) FAX 0220-55-4153

店外ATM

- 栗原市立栗原中央病院出張所(設置台数…1台)
〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1
- デイリーポート新鮮館佐沼店出張所(設置台数…1台)
〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字大綱上17番地
- 栗原市栗駒総合支所出張所(設置台数…1台)
〒989-5392 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎門鏡寺後155番地



資料編

法定監査の状況	23
財務諸表	24
営業の状況	30
リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況	35
自己資本の充実の状況等	36

(資料編の金額は単位未満を切り捨てて表示しております)

● 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合における金融事業に関する法律第5条の8に規定する法定監査は義務づけられておりませんので、監事による監査を実施しております。

● 継続企業の前提の重要な疑義

該当なし

● 代表理事による確認

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第59期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月27日

仙北信用組合

理事長 山野邊照明



財務諸表

● 貸借対照表(資産)

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
現金	665,579	690,111
預け金	8,428,024	11,528,261
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債権貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	7,316,808	5,061,505
国債	5,798,520	5,043,750
地方債	733,510	—
社債	439,060	—
株式	12,350	12,350
その他の証券	333,368	5,405
貸出金	19,306,989	18,901,177
割引手形	13,627	73,424
手形貸付	1,065,762	1,217,684
証書貸付	17,351,021	16,778,756
当座貸越	876,577	831,312
外国為替	—	—
その他資産	174,163	139,133
未決済為替貸	5,745	3,886
全信組連出資金	60,000	60,000
未収収益	53,348	34,046
その他の資産	55,069	41,200
有形固定資産	433,592	417,039
建物	230,169	214,394
土地	165,806	165,806
その他の有形固定資産	37,616	36,839
無形固定資産	6,705	6,116
その他の無形固定資産	6,705	6,116
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	16,461	14,129
貸倒引当金	△ 1,680,463	△ 1,455,983
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,591,117	△ 1,415,016
資産の部合計	34,667,861	35,301,492

預け金
お客様の預金の払戻しに備えたり、当組合の資金運用の一環として、他の金融機関へ普通預金や定期預金などで預金するときの勘定が預け金です。当組合では預け金のほとんどを信用組合の中央機関である全国信用協同組合連合会で安全に運用しています。

有価証券
貸出金や預け金以外の主な運用勘定であるとともに支払準備資産です。国債を中心に、安定した利息収入の確保を目標に運用しています。

貸出金
当組合の資金運用の中心となっているのが貸出金です。地元にお住まいの皆さまや事業者の方々の資金ニーズにお応えしています。

全信組連出資金
全国信用協同組合連合会に出資し、資本参加しています。

有形・無形固定資産
有形固定資産は、土地や建物・備品類などの資産と無形固定資産を計上する科目です。

貸倒引当金
貸倒れの発生が予測される貸出金等の額について、その損失見込み額を事前に貸借対照表に計上しておくのが貸倒引当金勘定です。

● 貸借対照表(負債および純資産)

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
預金積金	32,077,761	32,814,101
当座預金	121,040	91,869
普通預金	10,610,057	10,765,580
貯蓄預金	213,753	184,230
定期預金	19,518,087	20,107,399
定期積金	1,585,581	1,578,823
その他の預金	29,239	86,198
譲渡性預金	—	—
借入金	1,000,000	1,000,000
当座借越	1,000,000	1,000,000
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債権貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	92,238	82,522
未決済為替借	10,221	10,087
未払費用	37,822	18,204
給付補填備金	1,873	1,694
未払法人税等	1,414	1,414
前受収益	9,654	15,101
払戻未済金	13,715	15,682
職員預り金	14,262	18,567
その他の負債	3,273	1,770
賞与引当金	—	—
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	95,482	81,606
役員退職慰労引当金	—	—
偶発損失引当金	5,512	10,089
睡眠預金払戻損失引当金	810	322
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	71,007	3,801
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	16,461	14,129
負債の部合計	33,359,274	34,006,574
(純資産の部)		
出資金	1,167,828	1,154,153
普通出資金	457,828	444,153
優先出資金	710,000	710,000
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	△ 27,475	131,758
その他利益剰余金	△ 27,475	131,758
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△ 27,475	131,758
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	1,140,352	1,285,911
その他有価証券評価差額金	168,235	9,007
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額当合計	168,235	9,007
純資産の部合計	1,308,587	1,294,918
負債および純資産の部合計	34,667,861	35,301,492

その他の預金
納税準備預金と別段預金の合計です。

給付補填備金
定期積金の満期時において、掛け込んだ残高と共に支払われる利息相当額のことを「給付補填備金」といいます。給付補填備金勘定は、これを支払うために金融機関が定期的に積立てて貸借対照表の負債勘定に計上しているものです。

偶発損失引当金
信用保証協会の責任共有制度による負担金が将来支出される場合に備えて計上しておくのが「偶発損失引当金」です。

睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金とは、税法に基づき長期間にわたって預入・払戻しがなく、一定期間経過した後、益金処理した預金積金のことです。睡眠預金はお客様からの払戻請求により支払うことができますが、その払戻しに備えるため過去の払戻実績に基づき計上しておくのが「睡眠預金払戻損失引当金」です。

債務保証
金融機関が取引先の依頼に基づき、取引先が第三者に対して負担する債務について、その支払いを(金融機関が)保証することです。金融機関はその対価として取引先から保証料を受け取ります。当組合の債務保証は主に全国信用協同組合連合会や商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の代理業務に対する債務保証です。

組合員勘定合計
組合が毎年の事業活動の中から蓄えてきた積立金や組合員の皆さまから受け入れた出資金など「自己資本」である諸科目の総括勘定です。

その他有価証券評価差額金
その他有価証券の時価のあるもので(期末に時価評価を行い、時価で貸借対照表に計上)、帳簿価額と時価との差額は税効果会計を適用し、全部純資産直入法により「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

● 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
経常収益	1,087,428	1,009,740
資金運用収益	687,246	664,184
貸出金利息	553,050	531,949
預け金利息	27,701	25,360
有価証券利息配当金	104,094	104,474
その他の受入利息	2,400	2,400
役務取引等収益	45,682	45,662
受入為替手数料	26,960	26,420
その他の役務収益	18,722	19,242
その他業務収益	212,454	254,186
国債等債権売却益	209,253	247,588
国債等債権償還益	—	78
その他の業務収益	3,200	6,519
その他経常収益	142,044	45,707
貸倒引当金戻入益	132,959	40,628
償却債権取立益	286	2,260
その他の経常収益	8,798	2,818
経常費用	772,274	847,291
資金調達費用	26,439	27,263
預金利息	24,236	25,095
給付補填備金繰入金	1,340	1,012
借入金利息	728	1,000
その他の支払利息	133	155
役務取引等費用	89,722	85,792
支払為替手数料	11,085	11,075
その他の役務費用	78,637	74,717
その他業務費用	58,923	140,720
国債等債権売却損	58,865	140,595
その他の業務費用	58	124
経 費	562,919	518,710
人件費	343,414	295,049
物件費	212,901	218,663
税金	6,604	4,997
その他経常費用	34,268	74,803
貸倒金償却	—	5,903
その他資産償却	15,817	15,769
その他の経常費用	18,451	53,130
経常利益	315,153	162,449
特別利益	—	—
特別損失	5,192	1,237
固定資産処分損	2,242	457
その他の特別損失	2,949	780
税引前当期純利益	309,960	161,212
法人税、住民税及び事業税	1,966	1,977
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	1,966	1,977
当期純利益	307,994	159,234
繰越金(当期首残高)	△ 335,470	△ 27,475
経営安定積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△ 27,475	131,758

経常収益
資金運用収益や役務取引等収益とその他業務収益およびその他経常収益の合計です。

資金運用収益
貸出金や預け金、有価証券など、資金を運用して得られた利息や配当金収入です。

役務取引等収益
振込や代金取り立てなど内国為替業務に伴う受入手数料や投資信託販売手数料の他、各種手数料等による収入金です。

資金調達費用
お客さまからお預かりしている預金積金の支払利息が主なものです。

役務取引等費用
振込や代金取り立てなど内国為替業務に伴う支払手数料などの費用です。

経 費
役職員に支払う給与や社会保険料などの人件費や各店の設備稼働に必要な電気料などの物件費、税金がここに計上されます。

● 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△ 27,475	131,758
剰余金処分額		99,042
利益準備金		14,000
特別積立金		60,000
普通出資配当金		2,262
優先出資配当金		22,780
繰越金(当期末残高)	△ 27,475	32,715

● 経理・経営内容

(注 記) 貸借対照表

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15年～38年 その他 2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、ソフトウェア、のれんの償却については該当がございません。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は該当がございません。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1)制度全体の積立状況に関する事項(25年3月31日現在)
年金資産の額 320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額 321,338百万円
差引額 △782百万円
(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自24年4月1日 至25年3月31日) 0.258%
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められ

る額としておりますが、計上はしていません。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 金融商品取引責任準備金は受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法48条の3第1項及び金融商品取引業に関する内閣府令第189条の規定により定めるところにより算出した額としておりますが該当がございません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 476百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 100百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 100百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 100百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 100百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 488百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 100百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は492百万円、延滞債権額は2,644百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は2百万円であり、
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当するものはありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,139百万円であり、
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1百万円であり、

営業の状況

● 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	970,150	863,496	803,831	1,087,428	1,009,740
経常利益	△ 96,252	△ 870,643	130,449	315,153	162,449
当期純利益	△ 97,742	△ 870,915	122,103	307,994	159,234
預金積立残高	31,284,941	30,043,191	32,082,313	32,077,761	32,814,101
貸出金残高	22,717,009	21,331,299	19,955,598	19,306,989	18,901,177
有価証券残高	2,014,651	1,817,988	6,894,826	7,316,808	5,061,505
総資産額	32,500,007	30,986,844	34,149,720	34,667,861	35,301,492
純資産額	915,072	733,213	867,269	1,308,587	1,294,918
自己資本比率(単体)	6.52%	5.81%	7.10%	9.37%	9.43%
普通出資総額	491,731	480,788	463,612	457,828	444,153
普通出資総口数	491,731口	488,788口	463,612口	457,828口	444,153口
普通出資に対する配当金	0	0	0	0	2,262
職員数	83人	60人	56人	55人	53人

(注) 残高計数は期末日現在のものです。

● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

科 目	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	37,261 百万円	687,246 千円	1.84	37,674 百万円	664,184 千円	1.76
うち貸出金	19,451	553,050	2.84	18,955	531,949	2.80
うち預け金	10,953	27,701	0.25	12,008	25,360	0.21
うち金融機関貸付等	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	6,791	104,094	1.53	6,646	104,474	1.57
資金調達勘定	35,172	26,439	1.67	35,630	27,263	0.07
うち預金積立	34,444	25,577	0.07	34,614	26,107	0.07
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	728	728	0.10	1,000	1,000	0.10

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(24年度1百万円 25年度0百万円)を控除して表示しております。

● 粗利益

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
資金運用収益	687,246	664,184
資金調達費用	26,439	27,263
資金運用収支	660,806	636,920
役務取引等収益	45,682	45,662
役務取引等費用	89,722	85,792
役務取引等収支	△ 44,040	△ 40,130
その他業務収益	212,454	254,186
その他業務費用	58,923	140,720
その他業務収支	153,530	113,465
業務粗利益	770,297	710,256
業務粗利益率	2.06%	1.88%

 (注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

● 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
役務取引等収益	45,682	45,662
受入為替手数料	26,960	26,420
その他の受入手数料	18,722	19,242
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	89,722	85,792
支払為替手数料	11,085	11,075
その他の支払手数料	255	1,413
その他の役務取引等費用	78,381	73,304

● 組合員の推移

(単位：人・社)

区 分	平成24年度	平成25年度
個 人	16,870	16,858
法 人	1,034	1,051
合 計	17,904	17,909

● 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
人件費	343,414	295,049
報酬給料手当	222,913	240,967
退職給付費用	71,492	1,666
その他	49,008	52,415
物件費	212,901	218,663
事務費	96,081	92,813
固定資産費	48,257	52,463
事業費	14,327	17,539
人事厚生費	3,618	4,143
減価償却費	26,999	27,785
その他	23,616	23,917
税 金	6,604	4,997
経 費 合 計	562,919	518,710

● 先物取引の時価情報

該当事項なし

● オフバランスの取引の状況

該当事項なし

● 預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
預貸率	期 末	60.18
	期中平残	56.47
預証率	期 末	22.80
	期中平残	19.71

 (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} \times \text{譲渡性預金}} \times 100$

 (注) 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} \times \text{譲渡性預金}} \times 100$

● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.86	0.43
総資産当期純利益率	0.84	0.42

 (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

● 預金種目別平均残高

(単位：千円・%)

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	12,403,814	36.00	12,597,513	36.39
定期性預金	22,040,391	64.00	22,016,910	63.61
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	34,444,206	100.00	34,614,423	100.00

● その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債権売却益	209,253	247,588
国債等債権償還益	—	78
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,200	6,519
その他業務収益合計	212,454	254,186

● 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
受取利息の増減	△ 40,340	△ 23,062
支払利息の増減	△ 3,919	824

● 業務純益

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
業務純益	207,377	191,545

● オプション取引の時価情報

該当事項なし

● 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
資金運用利回り(a)	1.84	1.76
資金調達原価率(b)	1.67	1.53
総資金利鞘(a-b)	0.17	0.23

● 預金者別預金残高

(単位：千円・%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	25,021,793	78.00	25,082,567	76.44
法 人	7,055,968	22.00	7,731,534	23.56
一般法人	3,708,632	9.33	3,803,726	11.59
金融機関	51,833	0.16	19,404	0.06
公 金	3,295,503	10.27	3,908,404	11.91
合 計	32,077,761	100.00	32,814,101	100.00

● 外国為替取扱高

該当事項なし

● 外貨建資産残高

該当事項なし

● 公共債引受額

該当事項なし

● 公共債窓販実績

該当事項なし

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況

●有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：千円)

区 分	期間の定めなし	残存期間別残高				
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国 債	平成24年度末	—	1,399,860	—	—	4,398,660
	平成25年度末	—	—	—	4,420,530	623,220
地方債	平成24年度末	—	—	520,150	—	213,360
	平成25年度末	—	—	—	—	—
短期社債	平成24年度末	—	—	—	—	—
	平成25年度末	—	—	—	—	—
社 債	平成24年度末	—	—	—	210,040	229,020
	平成25年度末	—	—	—	—	—
株 式	平成24年度末	12,350	—	—	—	—
	平成25年度末	12,350	—	—	—	—
外国証券	平成24年度末	—	—	—	—	332,172
	平成25年度末	—	—	—	—	—
その他の証券	平成24年度末	1,196	—	—	—	—
	平成25年度末	5,405	—	—	—	—
合 計	平成24年度末	13,546	1,399,860	520,150	210,040	5,173,212
	平成25年度末	17,755	—	—	4,420,530	623,220

●有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的に区分した有価証券はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区 分	平成24年度			平成25年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	4,398,660	4,229,165	169,495	3,049,450	3,034,844	14,606
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,399,860	1,399,965	△ 105	1,994,300	1,997,170	△ 2,870
	計	5,798,520	5,629,130	169,390	5,043,750	5,032,014	11,736
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	733,510	699,602	33,907	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	733,510	699,602	33,907	—	—	—
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	439,060	425,202	13,858	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	439,060	425,202	13,858	—	—	—
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	332,172	320,100	12,072	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	5,405	5,405	0
	計	332,172	320,100	12,072	5,405	5,405	0
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	5,903,402	5,674,069	229,332	3,049,450	3,034,844	14,606
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,399,860	1,399,965	△ 105	1,999,705	2,002,575	△ 2,870
	計	7,303,262	7,074,034	229,227	5,049,155	5,037,419	11,736

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

■リスク管理債権について

- ◆ 協同組合による金融事業に関する法律(協金法)に基づくリスク管理債権は、次のとおりです。
- ◆ リスク管理債権は、区分に該当する貸出金のみが開示対象となります。

●リスク管理債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	平成24年度	535,842	134,232	401,610	100.00
	平成25年度	492,663	176,640	316,022	100.00
延滞債権	平成24年度	3,196,294	1,867,907	1,184,351	95.49
	平成25年度	2,644,713	1,456,244	1,093,253	96.40
3か月以上延滞債権	平成24年度	11,523	10,191	1,332	100.00
	平成25年度	2,457	2,173	284	100.00
貸出条件緩和債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
合 計	平成24年度	3,743,660	2,012,331	1,587,293	96.15
	平成25年度	3,139,834	1,635,059	1,409,559	96.97

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ.会社更生法等の規定による更生手続き開始の申立てがあった債務者、口.民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者、ハ.破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ.商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ.手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(記1.～3.を除く)です。
5. 「担保・保証付与信託(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を掲載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■金融再生法に基づく開示債権について

- ◆ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)で定められた開示区分による開示債権は、次のとおりです。
- ◆ 金融再生法による開示債権は、開示区分に該当する貸出金のほかに、貸出金に準ずる未収利息、仮払金および債務保証見返が含まれます(ただし、要管理債権は貸出金のみが開示となります)。

●金融再生法開示債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (D)=(B+C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	2,711,155	1,428,750	1,282,404	2,711,155	100.00	100.00
	平成25年度	2,521,217	1,257,560	1,263,656	2,521,217	100.00	100.00
危険債権	平成24年度	1,027,255	579,664	303,556	883,220	85.98	67.82
	平成25年度	627,217	385,798	146,203	532,001	84.82	60.56
要管理債権	平成24年度	11,523	10,191	1,332	11,523	100.00	100.00
	平成25年度	2,457	2,173	284	2,457	100.00	100.00
不良債権計	平成24年度	3,749,934	2,018,606	1,587,293	3,605,899	96.16	91.68
	平成25年度	3,150,892	1,645,532	1,410,144	3,055,676	96.98	93.67
正常債権	平成24年度	15,608,389	—	—	—	—	—
	平成25年度	15,792,591	—	—	—	—	—
合 計	平成24年度	19,358,324	—	—	—	—	—
	平成25年度	18,943,483	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準じる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営業績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営業績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

自己資本の充実の状況等

自己資本管理

当組合では、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っております。リスク資本管理におきましては、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本(リスク資本)の範囲内に計量したリスク量(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っております。また、自己資本比率の管理におきましては、平成26年3月期よりバーゼルⅢに基づく自己資本比率およびコア資本等が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等のほか、非累積的永久優先出資により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資 ①発行主体：仙北信用組合

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：444百万円

非累積的永久優先出資

1	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：720百万円 貸借対照表上の優先出資：360百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：360百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：360百万円 実質配当率：年1.90%
2	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：700百万円 貸借対照表上の優先出資：350百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：350百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：350百万円 実質配当率：年1.30%

自己資本の充実度に関する評価

当組合は、内部留保による資本の積み上げを行うよう自己資本の充実に取組み、コア資本に係る基礎項目には、出資金や内部留保に繋がる利益剰余金131百万円を計上し、この結果、自己資本比率の状況は、国内基準である4%を上回る9.43%となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。尚、今後も事業計画に基づいた業務推進を通じて利益を確保し、資本の積み上げを行ってまいります。

自己資本の構成に関する開示事項 (平成24年度)

(単位：千円)

項目	金額
出資金	1,167,828
非累積的永久優先出資	710,000
優先出資申込証拠金	—
資金準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	—
特別積立金	—
次期繰越金	△ 27,475
その他	—
自己優先出資 (△)	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価損 (△)	—
営業権相当額 (△)	—
のれん相当額 (△)	—

用語解説

1. バーゼルⅢ

主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制のことであります。本規制は、1988年に公表された、銀行の自己資本比率に関する規制である「バーゼル合意(BIS規制)」、2004年に公表されたBIS規制、そして、その規制を見直しした「バーゼルⅡ(新BIS規制)」に次ぐ、新たな規制強化策のことであり、今まで以上に金融機関のリスク管理の向上を促すことを目指しているものです。

2. コア資本

金融機関の経営の安定度を測る指標の一つになります。自社普通株式の発行で調達した資本金と、内部留保の合計であり、返済の必要がない資本を指しています。新たなBIS規制(バーゼルⅢ)として、2014年3月期から適用され、資本を「中核的な資本」や「補完的な資本」などに分類し、最も安定度が高い資本を新たにコア資本とし、一定基準を上回るよう金融機関に求めるものです。

3. リスク・アセット

貸出金や預け金、有価証券などリスクを有する資産をリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウエイト)を乗じ、再評価した資産額のことです。

4. オペレーショナル・リスク

業務上における不適切な処理等を原因に生じる事象によって損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどがあります。

項目	金額
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	—
基本的項目 (A)	1,140,352
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額45%相当額	—
一般貸倒引当金	89,345
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額 (△)	△ 7,873
補完的項目 (B)	81,472
自己資本総額 [(A+B)] = (C)	1,221,824
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額 (△)	—
控除項目計 (D)	—
自己資本額 [(C)-(D)] = (E)	1,221,824
(リスク・アセット等)	—
資産(オン・バランス)項目	11,797,776
オフ・バランス取引等項目	12,920
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,224,894
リスク・アセット等計 (F)	13,035,591
単体Tier 1比率 (A/F)	8.75
単体自己資本比率 (E/F)	9.37

自己資本の構成に関する開示事項 (平成25年度)

(単位：千円)

項目	金額	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	1,260,868	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,154,153	—
うち、利益剰余金の額	131,758	—
うち、外部流出予定額 (△)	25,042	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	40,967	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	40,967	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,301,835	—
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	4,301
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	4,301
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目		経過措置による不算入額
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	1,301,835
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		12,627,044
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		4,301
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		4,301
うち、繰延税金資産		—
うち、前払年金費用		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
うち、上記以外に該当するものの額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		1,175,148
信用リスク・アセット調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	13,802,193
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))		9.43

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,810,697	472,427	12,627,044	505,081
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	11,810,697	472,427	12,627,044	505,081
(I) ソブリン向け	305,527	12,221	258,964	10,358
(II) 金融機関向け	1,730,535	69,221	2,308,385	92,335
(III) 法人等向け	3,215,690	128,627	3,604,766	144,190
(IV) 中小企業等・個人向け	1,825,754	73,030	1,846,307	73,852
(V) 抵当権付住宅ローン	473,793	18,951	490,441	19,617
(VI) 不動産取得等事業向け	273,700	10,948	395,730	15,829
(VII) 三月以上延滞等	1,606,036	64,241	1,282,601	51,304
(VIII) 上記以外	2,379,657	95,186	2,439,850	97,594
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,224,894	48,995	1,175,148	47,005
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	13,035,591	521,423	13,802,193	552,087

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、上記以外とは、(I)～(VII)以外のリスク・アセットのことで、預け金、出資金、株式、固定資産などがあります。
5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
6. <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

- ◆リスク管理の方針及び手続の概要
12ページのリスク管理体制をご参照ください。なお評価計測については標準的手法を採用しております。
- ◆貸倒引当金の計算基準
貸倒引当金は、「自己査定基準規程」、「償却・引当基準規程」、「自己査定基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監事による監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ◆リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、エクスポージャー種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
 - ◇ムーディーズ(Moody's) ◇日本格付研究所(JCR)
 - ◇格付け投資情報センター(R&I)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：千円)

エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券 ※3		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
業種区分期間区分										
製造業	1,223,878	1,273,520	1,223,878	1,273,520	—	—	—	—	23,756	20,744
農業・林業	401,905	345,542	401,905	345,542	—	—	—	—	311	311
漁業	61,872	50,988	61,872	50,988	—	—	—	—	61,000	50,363
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,698,074	1,746,221	1,698,074	1,746,221	—	—	—	—	292,392	211,129
金融・保険業	2,773	11,613	2,773	11,613	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	2,981,550	2,982,925	2,981,550	2,982,925	—	—	—	—	357,623	356,474
飲食業	672,543	613,948	672,543	613,948	—	—	—	—	93,601	49,714
不動産業	1,188,787	1,102,309	1,188,787	1,102,309	—	—	—	—	177,331	72,105
運輸業	535,327	549,402	535,327	549,402	—	—	—	—	12,212	12,315
電気・ガス・熱供給・水道業	47,633	32,696	47,633	32,696	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	1,775,491	1,768,374	1,775,491	1,768,374	—	—	—	—	538,532	538,733
個人	5,119,255	5,299,586	5,119,255	5,299,586	—	—	—	—	491,447	521,475
物品賃貸業	59,959	59,239	59,959	59,239	—	—	—	—	55,379	55,379
宿泊業	705,135	676,320	705,135	676,320	—	—	—	—	409,404	409,404
生活関連サービス業、娯楽業	48,704	53,022	48,704	53,022	—	—	—	—	7,215	7,215
情報通信業	30,963	31,147	30,963	31,147	—	—	—	—	29,563	27,463
医療、福祉	92,316	79,762	92,316	79,762	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	2,648,922	2,219,743	2,648,922	2,219,743	—	—	—	—	—	—
その他	15,467,318	16,442,030	15,467,318	16,442,030	—	—	—	—	—	—
業種別合計	34,762,405	35,338,387	34,762,405	35,338,387	—	—	—	—	2,549,772	2,332,828
1年以下	9,214,576	20,476,670	9,214,576	20,476,670	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	3,073,183	3,521,302	3,073,183	3,521,302	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	1,980,039	1,872,926	1,980,039	1,872,926	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	1,149,336	1,134,358	1,149,336	1,134,358	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	844,621	5,258,001	844,621	5,258,001	—	—	—	—	—	—
10年超	817,820	874,045	817,820	874,045	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	2,636,322	2,201,085	2,636,322	2,201,085	—	—	—	—	—	—
その他	15,046,508	—	15,046,508	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	34,762,405	35,338,387	34,762,405	35,338,387	—	—	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難なエクスポージャーです。
4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
5. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：千円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	10,888	98,478	87,590	△ 82,583	98,478	15,895	—	—
農業・林業	301	301	0	0	301	301	—	—
漁業	50,172	61,000	10,828	△ 10,637	61,000	50,363	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	375,662	229,500	△ 146,162	△ 61,928	229,500	167,572	—	65,519
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	445,665	427,119	△ 18,546	△ 11,843	427,119	415,276	—	—
飲食業	22,395	48,571	22,395	△ 29,791	48,571	18,780	—	35,837
不動産業	129,958	115,813	△ 14,145	△ 50,415	115,813	65,398	—	—
運輸業	81,460	12,142	△ 69,318	187	12,142	12,329	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	290,043	281,584	△ 8,459	16,266	281,584	297,850	—	—
個人	214,219	169,064	△ 45,155	66,227	169,064	235,291	15,056	2,681
物品賃貸業	17,814	16,184	17,814	0	16,184	16,184	—	—
宿泊業	114,452	98,609	114,452	△ 510	98,609	98,099	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	6,619	7,115	6,619	0	7,115	7,115	—	—
情報通信業	23,790	20,474	△ 3,316	△ 1,845	20,474	18,629	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	135,499	—	△ 135,499	—	—	—	—	—
業種別合計	1,918,944	1,585,961	△ 332,983	△ 166,873	1,585,961	1,419,088	15,056	104,038

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	10,730,563	—	8,560,510
10%	—	3,055,277	—	3,062,722
20%	—	8,658,424	—	11,545,816
35%	—	1,639,848	—	1,306,256
50%	1,447,812	185,876	1,656,754	83,007
75%	—	1,875,017	—	1,772,585
100%	—	6,409,900	—	6,791,276
150%	—	759,682	—	559,461
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,447,812	33,314,593	1,656,754	33,681,633

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規程及び「不動産担保評価基準書」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規程・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	402,063	340,952	567,170	473,081	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	103,563	67,571	17,279	15,659	—	—
④ 中小企業等・個人向け	285,780	263,168	76,839	65,675	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	387,217	332,518	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	—	—	33,714	30,395	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	19,135	3,965	—	—
⑧ 上記以外	12,719	10,212	32,983	24,867	—	—

(注) 1. 当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会)により保証されたエクスポージャー、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。 3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引

該当する取引はありません

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部管理プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が起因となり当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリ

スクについて定め、確実にリスクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会や課長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会や理事会等において、報告する態勢を整備しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当組合は、基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、出資金、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、非上場株式にかかるリスクの認識については、保有時価一覧表を定期的に作成し、時価評価によるリスク計測によって把握しております。また、当組合が保

有している出資金、その他の出資金に関しては、売却等を行う目的のものではなく時価等はありません。

これらのリスク状況は、一覧表を基に定期的な評価を実施しており、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

◆出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (単位：千円)

区 分		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他の有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		うち損
							うち益		
上 場 株 式	平成24年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	平成24年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成24年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 のではなく時価もありませんので貸借対照表計上額のみ開示しております。
 (注) 2. 非上場株式の主なものは全信組連出資金などであり、売却等を行う目的の

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する取引はありません

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当する取引はありません

✳銀行勘定における金利リスクに関する事項
◆リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。

当組合では、こうした変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測量資料を基に金利や損益状況の定期的な評価、計測を行っております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムにより計測を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理に努めております。また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じて常務会や理事会に報告を行うなど、迅速で的確な対応が取れる態勢にも努めております。

◆内部管理上使用了金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額 (単位：百万円)

金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	平成24年度	平成25年度
	351	188

◆内部管理上使用了金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ◇計測手法 金利ラダー方式(再評価方式)
- ◇コア預金
対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄など)
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
満 期：5年以内(平均2.5年)
- ◇金利感応資産 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ◇金利ショック幅 99%タイル値又は1%タイル値
- ◇リスク計測度 四半期

総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、平成23年2月に開催した理事会(第489回)にて廃止を決定しております。

◆役員に対する報酬 (単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	20,460	37,000
監 事	1,872	3,000
合 計	22,332	40,000

(注1) 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 (注2) 支払人数は理事9名、監事2名です。
 (注3) 対象役員に使用人兼務理事はおりません。

◆その他

「協同組合における金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事

項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

沿 革

昭和30年8月3日/法人設立
 昭和30年8月6日/事業認可 栗原郡一円及び登米郡石越村を事業地域とする
 昭和30年8月8日/本店開設 (栗原郡若柳町字川南南町43番地)
 昭和31年10月8日/築館出張所開設 (栗原郡築館町字町屋敷54番地の1)
 昭和32年5月5日/事業地域を登米郡迫町、南方村へ拡張
 昭和32年11月8日/迫支店開設 (登米郡迫町佐沼字下田中54番地の1)
 昭和34年5月1日/地区を栗原郡一円及び登米郡一円に変更/築館出張所を築館支店に変更
 昭和34年8月17日/迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字下田中51番地の1)
 昭和40年4月1日/事業地域を気仙沼市及び本吉郡の一部(本吉町、唐桑町)へ拡張
 昭和40年4月15日/気仙沼支店開設 (気仙沼市南町二丁目2番25号)
 昭和43年2月20日/迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字錦2番地の2)
 昭和44年12月1日/築館支店移転 (栗原郡築館町字町屋敷57番地)
 昭和45年6月1日/本店移転 (栗原郡若柳町字川南南町21番地)
 昭和45年10月3日/栗駒支店開設 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町66番地の2)
 昭和50年11月17日/栗駒支店新築移転 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町67番地)
 昭和52年9月12日/本店移転 (栗原郡若柳町字川北中町11番地)
 昭和52年11月24日/南町出張所開設 (栗原郡若柳町字川南南町21番地)
 昭和53年9月18日/迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字西佐沼110番地)
 昭和54年8月20日/築館支店移転 (栗原郡築館町字伊豆野原18番地の2)
 昭和56年4月13日/気仙沼支店移転 (気仙沼市南町一丁目2番1号)
 昭和59年2月6日/迫支店新築移転 (登米郡迫町佐沼字小金丁1番地の4)
 昭和59年8月13日/栗駒支店新築移転 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町48番地1)
 昭和61年7月31日/南町出張所廃止本店に統合
 昭和61年10月17日/本店新築 (栗原郡若柳町字川北中町11番地)

昭和61年12月15日/オンライン預金業務開始 (本店、迫支店)
 昭和62年11月16日/オンライン預金業務開始 (築館支店、気仙沼支店、栗駒支店)
 昭和63年9月26日/オンライン融資業務開始 (全店)
 平成2年6月20日/米山支店開設 (登米郡米山町西野字片平小路25番地)
 平成3年5月7日/第三次オンライン稼働
 平成8年4月22日/築館支店新築移転 (栗原郡築館町薬師四丁目6番35号)
 平成11年5月6日/ポスト第三次オンライン稼働
 平成12年4月1日/郵政省とのオンライン提携稼働
 平成13年7月1日/デビットカード取扱開始
 平成13年11月1日/損害保険代理店業務開始 (取扱店全店)
 平成14年7月1日/栗原中央病院出張所ATMオープン
 平成15年3月11日/マックスバリュ築館店出張所ATMオープン
 平成15年12月1日/中田支店開設 (登米郡中田町石森字加賀野一丁目8番地の11)
 平成16年5月31日/アイワイバンク (現セブン銀行) とのオンライン提携稼働
 平成16年7月26日/米山支店ATM増設
 平成16年11月3日/デイリーポート新鮮館佐沼出張所ATMオープン
 平成17年5月6日/他行カード振込業務開始
 平成17年7月11日/栗原市栗駒総合支所出張所ATMオープン
 平成18年1月4日/統合ATM (CDネット提携) の相互入金業務開始
 平成18年9月5日/地区を栗原市、登米市、気仙沼市及び本吉郡本吉町に変更
 平成19年5月8日/第5次オンライン稼働
 平成20年8月21日/マックスバリュ築館店出張所ATM廃止
 平成23年3月11日/気仙沼支店廃止中田支店に統合
 平成24年4月24日/迫支店ATM増設
 平成24年7月31日/事業地域を栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町に変更
 平成24年11月5日/経営革新等支援機関として認定
 平成25年2月18日/電子債権記録業に係る業務開始

報酬体系

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

◆報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。尚、★印の項目は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(協金法施行規則)(第69条)」で、☆印の項目は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(第7条)」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ..... 1	43. 有価証券の種類別平均残高 ★..... 33
【概況・組織】	44. 預証率の期末値、期中平均値 ★..... 31
1. 事業方針..... 2	【経営管理体制に関する事項】
2. 事業の組織 ★..... 20	45. リスク管理の体制 ★..... 12
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) ★..... 20	46. 法令遵守の体制 ★..... 9
4. 店舗一覧(事務所の名称及び所在地) ★..... 22	47. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ★..... 12
5. 地区一覧..... 20	【財産の状況】
6. 自動機器(ATM)設置状況..... 22	48. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ★..... 24
7. 組合員数..... 30	49. リスク管理債権の状況..... 35
【主要事業内容】	(1) 破綻先債権 ★
8. 主要な事業の内容 ★..... 14	(2) 延滞債権 ★
9. 信用組合の代理業者 ★(該当ありません)	(3) 3か月以上延滞債権 ★
【業務に関する事項】	(4) 貸出条件緩和債権 ★
10. 事業概況 ★..... 4	50. 金融再生法に基づく資産査定公表 ☆..... 35
11. 経常収益 ★..... 30	51. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ★
12. 業務純益..... 31	・自己資本の構成に関する開示事項 ★..... 36
13. 経常利益 ★..... 30	・自己資本の充実度に関する事項 ★..... 38
14. 当期純利益 ★..... 30	・信用リスクに関する事項 ★..... 39
15. 出資総額、出資総口数 ★..... 30	(証券化エクスポージャーを除く)
16. 純資産額 ★..... 30	・信用リスク削減手法に関する事項 ★..... 41
17. 総資産額 ★..... 30	・証券化エクスポージャーに関する事項 ★(該当ありません)..... 41
18. 預金積金残高 ★..... 30	・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
19. 貸出金残高 ★..... 30	リスクに関する事項 ★(該当ありません)..... 41
20. 有価証券残高 ★..... 30	・出資等エクスポージャーに関する事項 ★..... 41
21. 単体自己資本比率 ★..... 30	・金利リスクに関する事項 ★..... 42
22. 出資配当金 ★..... 30	52. 次に掲げるものに関する取得価額又は、
23. 職員数 ★..... 30	契約価額、時価及び評価損益★..... 34
【主要業務に関する指標】	・有価証券 ★..... 34
24. 業務粗利益及び業務粗利益率 ★..... 30	・金銭の信託 ★(該当ありません)..... 33
25. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 ★..... 30	・協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引 ★
26. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の	(該当ありません)..... 33
平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ★..... 30	53. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) ★..... 40
27. 受取利息及び支払利息の増減 ★..... 31	54. 貸出金償却の額 ★..... 40
28. 総資産経常利益率 ★..... 31	【監督指針の要請に基づく開示】
29. 総資産当期純利益率 ★..... 31	55. 中小企業の経営の改善及び
30. 経費の内訳..... 31	地域の活性化のための取組の状況 ★..... 6
【預金に関する指標】	56. 地域の皆さまとのふれあい..... 8
31. 流動性預金、定期預金、譲渡性預金、	57. 地域密着型金融の取組み状況..... 6
その他の預金の平均残高 ★..... 31	58. 総代会..... 21
32. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、	59. 代表理事による確認..... 23
その他の区分ごとの定期預金残高 ★..... 32	60. 報酬体系について..... 42
33. 預金者別預金残高..... 31	【その他】
【貸出金等に関する指標】	61. 環境美化活動..... 8
34. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高 ★..... 32	62. 利益相反管理方針..... 11
35. 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高 ★..... 32	63. 個人情報保護宣言..... 9
36. 担保種類別の貸出金残高、債務保証見返額 ★..... 32	64. 継続企業の前提の重要な疑義 ★(該当ありません)..... 23
37. 使途別貸出金残高 ★..... 32	【連結情報】
38. 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合 ★..... 33	「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(第70条)」で規定されてお
39. 預貸率の期末値、期中平均値 ★..... 31	ります連結情報は、該当ありません。
40. 消費者ローン・住宅ローン残高..... 32	
【有価証券に関する指標】	
41. 商品有価証券の種類別平均残高 ★..... 33	
42. 有価証券の種類別・残存期間別残高 ★..... 34	



仙北信用組合の個人向けローン

豊かな暮らしのお手伝い!

カードローン「借得R」
お借入利率 年 **5.8%~12.8%**
※事業性資金は除きます。※保証料を含みます。

カーライフローン「プレミアム」
お借入利率 年 **2.6%~3.30%**
※別途保証料が必要です。

奨学ローン「希望(ホープ)」
お借入利率 年 **2.7%~4.8%**
※保証料を含みます。

リフォームローン「ワイド」
お借入利率 年 **2.85%~3.85%**
※保証料を含みます。

スーパーフリーローン「借得」
お借入利率 年 **5.0%~14.0%**
※事業性資金は除きます。※保証料を含みます。

	カードローン	カーライフローン	奨学ローン	リフォームローン	スーパーフリーローン
ご利用いただける方	満20才以上65才以下の方	満18才以上で完済時年齢が7才未満の方	満20才以上で完済時年齢が7才未満の方	満20才以上で完済時年齢が7才未満の方	満20才以上で完済時年齢が7才未満の方
ご融資金額	50万円以上~300万円以下	10万円以上~500万円以下(1万円単位)	10万円以上~500万円以下(1万円単位)	100万円以上1000万円以下	10万円以上~300万円以下(1万円単位)(※4)
ご融資期間	1年自動更新	8年以内	15年以内(※1)	15年以内	7年以内
金利	固定金利年5.8%~12.8%	固定金利(※2)年2.6%~3.30%	固定金利年2.7%~4.8%	固定金利年2.85%~3.85%	固定金利年5.0%~14.0%
ご融資方法	当座貸越	証書貸付			
ご返済方法	当座貸越(極度額別定額返済方法)・証書貸付(元利均等返済)				
担保・保証人	原則不要(但し、保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人が必要となります。)				
本人確認資料	①運転免許証・健康保険証・写真付き住民基本台帳カード・パスポートいずれかの写しまたは印鑑証明書のうち1点				
所得証明書	②保証会社が必要と判断した場合は所得証明書が必要となります。				
資金使途証明書	×	○	○	○	×
登記簿謄本	×	×	×	○	×

※1 元金据置期間を含みます。 ※2 別途保証料が必要です。 ※3 ご融資金額により必要です。
 ※4 主婦・パート・アルバイトの方は30万円までが限度となります。
 審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。

仮審査お申込み方法

WEB [24時間受付(年中無休)]
 仙北信用組合ホームページまたは「しくみローンサーチ」より受付できます。
<http://www.senpoku.shinkumi.jp/>
 窓口でも受付しておりますので、お気軽にご来店下さい。